スターリン主義打倒、反スタマルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義復権の旗を更に高く掲げ、国際非合法党を建設せよ！

赤報

1980年11月20日発行
共産主義者同盟（RG）
第36号 200円 発行人 野村 忠

ポーランドのストライキ闘争の展望

一九八〇年夏への道

ハンガリアやチェコのプロレタリアートの闘争がソ連軍の介入を受け、党がソ連の官僚階級による東欧支配のための道具へと作りかえられた後に民生の安定をはかるために、上からの経済改革が導入されたり、消費ブームが組織されたりした。これに対してソ連軍の介入をまねくことなく、党が党内反対派や党外反体制派の運動を封じ込めることができたポーランドの場合、プロレタリアートの闘争や反体制派の運動に対する抑圧は強くなされていたものの、それらを一掃するほどのものとはならなかった。こうしてポーランドプロレタリアートの闘争は一九五六年以来の持続性をもつことができたのであった。

一九五六年十月に復帰したゴムルカは急速に保守的となってゆき、改革派を追放し、一九七〇年の蜂起によって退陣させられるまで経済改革を導入することすら試みようとはしなかった。

ゴムルカが改革派を抑圧したことによって、六〇年代を通じて知識人・学生と官僚との間で闘争がくりひろげられた。今日のKORをつくりあげた人々はこの六〇年代の困難な闘いを担うなかで形成されたのである。

ゴムルカの下でのポーランドの経済危機の深刻さを明るみに出したのが、一九七〇年一二月一二日の消費財値上げ発表とこれに反対したグダニスクを始めとするバルト海沿岸都市のプロレタリアートの蜂起であった。

党の地方委員会に交渉を拒否され、警官隊によって排除されたストライキ労働者は武装蜂起し、ストライキ委員会を結成して都市を制圧し、党と政府に対抗した。政府は軍隊を投下したがストライキ闘争は全国主要都市に波及してゆき、ついに党と政府を屈服させたのであった。

党は一二月二〇日ゴムルカを退陣させ、代わって登場したギエレクは値上げの凍結を約束した。この蜂起でプロレタリアートは政府発表でも四五名にのぼる犠牲者を出さねばならなかった。

一九五六年の闘争においては党内に強力な改革派が存在し、ポズナニ闘争以後の大衆運動は党内改革派に組織されていた。六〇年代になされた改革派の追放と党組織の官僚化は、党とプロレタリアートの結びつきを破壊し、それを支配・隷属の関係へと転化させてしまっていた。こうして一九七〇年の蜂起においてはプロレタリアートは党組織に対して何の幻想ももたずにストライキ委員会を結成し、これを権力として党と政府に圧力をかけるに至ったのであった。一九七〇年の蜂起は一九八〇年夏の予行演習としての意義をもっていたのであった。

プロレタリアートの強力な階級闘争に直面してギエレクは何がなんでも経済のたてなおしを成功させることをせまられた。経済危機のつけを労働者に転嫁することができなかったギエレクは西欧からの資本の導入によって危機の切りぬけをはかった。

西欧からの借款による工業化にもとづいた高度成長とその下での労働者の消費水準の向上というギエレクの再建プランの足をひっぱったのは農業不振であった。集団化が遅れ、農地の八〇%が個人農によって占められているポーランドの農業に対して、政府は個人農を富ませることになるという理由でそれに対する投資を避けてきた。これが個人農の生産性の停滞となり、工業化政策によって急速に増大していった都市プロレタリアートの食糧をまかなうことができなくなったのであった。こうしてポーランドは先進技術のみならず、ますます多くの食糧をも輸入しなければならなくなったのである。

石油危機と西欧帝国主義諸国の経済成長の鈍化は西欧との貿易及び金融の面で依存を強めていたポーランドにとって、この経済構造上の弱点を一気に露呈させることとなったのである。

一九七六年六月二四日、ゆきづまったギエレクは、消費財価格値上げによって財政危機を切りぬけようとして値上げ案を国会に提出した。これに対してプロレタリアートは再びストライキでもってこたえたのであった。

一九七六年六月のストライキに対して党と政府は七〇年の時のような弾圧体制をもはやとることはできなかった。ストライキが拡大するのを見て二五日夜政府は値上げの無期延期を発表した。

ギエレクはストライキ闘争に直面するや直ちに譲歩したが、その後決起した労働者に対する本格的な弾圧にとりかかった。値上げに対して反対運動が起こらないような状態をつくりだそうとしたわけである。だがギエレクのこの事後弾圧は裏目に出てしまった。知識人が「労働者擁護委員会」（KOR）を発足させ、救援活動を開始しはじめたのである。

この活動はポーランドプロレタリアートの階級闘争の質的転換を促す第一歩となった。救援活動において著しい成功をおさめたKORはストライキ労働者と結合し、機関紙による政治的煽動をはじめることができたのであった。こうして、それまでのプロレタリアートの階級闘争が物価値上げに対する反対闘争という防衛的改良的闘争に留まっていたというその限界を突破してゆくための主体的条件が形成されていった。

一九八〇年七月一日の物価値上げに端を発するプロレタリアートの闘争は、このような過去の経験をふまえて、ストライキという実力を背景にした独立労働組合を要求する権利闘争へと発展してゆき、ソ連・東欧社会における画期的な成功をおさめることができたのであった。

官僚打倒闘争の展望

東欧諸国における階級闘争の血の教訓をふまえるならば、プロレタリアートの要求に譲歩した党と政府がほとぼりのさめるのを待ってプロレタリアートの獲得物を骨ぬきにするためにまき返しをはじめるであろうことは明白である。

ソ連の官僚階級とこれにつき従っている東欧諸国の官僚層は、プロレタリアートの階級闘争の自由な発展を許すならば、プロレタリアートと農民の上に立ってこれを支配している自らの政治的・経済的基盤がほりくずされ、社会における支配的地位をゆるがせられることを知っているので、ポーランドの党と政府を指揮してプロレタリアートを武装解除させるために、軍事介入も含めたあらゆる手段を講じるであろう。

こうしてポーランドプレロタリアートの階級闘争は単に自国の党と政府の官僚主義に対する闘争にとどまらず、ソ連の官僚階級とこれにつき従っている東欧諸国の官僚層との対決をせまられているのである。

ソ連におけるボリシェヴィキ党とプロレタリアートは帝国主義世界に包囲されるという条件の下でスターリンの恐怖政治を粉砕できず、官僚が階級に転化することを許してきた。またハンガリアとチェコのプロレタリアートと党は、ソ連軍の介入によって、ソ連に従属した官僚層の支配の下に服従させられてきた。これに対してポーランドのプロレタリアートは官僚層の支配に対してたえず反抗をつづけ、ついに過渡期世界における過渡期社会でのプロレタリアートの階級的団結を官僚支配に抗してつくりだすことができたのであった。

ポーランドプロレタリアートの一九八〇年夏の闘争が、この国でこれまでずっと延期されてきた官僚の側からの一つの階級決戦が仕かけられる前のつかの間の解放となるのか、それともこの階級決戦の延期の間に時をかせいだプロレタリアートがソ連・東欧社会におけるプロレタリアートの階級闘争の前衛部隊としての役割をはたすことになるのか、この二つを両極端とする将来がポーランドのプロレタリアートの前に開かれている。

ポーランドのプロレタリアートは、官僚層との対決を回避して自主管理にのめり込んだり、また世界革命後の世界過渡期の後にはじめて形成される社会主義社会の理念像を今日の過渡期世界における過渡期社会のなかに求めたりする小児病的誤りをおかすことなく、ソ連に成立している官僚階級とこれにつき従っている東欧諸国の官僚層の打倒を、世界帝国主義を打倒する国際階級闘争の一環として位置づけ、プロレタリアートの国際主義をかかげた国際非合法党をつくりだすとき、今日の過渡期社会におけるプロレタリアートの前衛としての役割をはたすことができるであろう。

以上の見地から国際的党派闘争が強化されねばならず、ソ連社会帝国主義とその階級的基礎をめぐる国際的論争においてわれわれの見解を勝利させることが急務となっている。

また日本においてはソ連社会帝国主義を許容している日共宮本一派や、また「労働者国家無条件擁護」をかかげる第四インターや、「反帝反スタ」の革共同両派、及びソ連＝国家資本主義説を信奉する諸党派等々との党派闘争を強化してゆかねばならない。

（一九八〇年十月二二日）

新植民地主義打倒・日韓連帯の大道へ！

(一)

一一月五日、金大中氏ら裁判事件の被告家族から、二審過程における裁判劇のデタラメぶり、死刑・重刑判決に抗議して百人以上の獄中者が無期限ハンストに入っていることが伝えられてきた。金大中氏ら抹殺裁判とその操縦・加担者を許してはならない。

われわれはもちろん、「民主主義と民族統一のための国民連合」に対するこの裁判劇とともに、光州蜂起被拘束者、暴動闘争を闘った労働者、いわゆる「南朝鮮民族解放戦線事件」被弾圧者等に対して死刑・重刑攻撃があいついで加えられていることを知っている。帝国主義ブルジョアジーや労働貴族の全斗煥支持とは反対に、南朝鮮における暴虐に対する全世界の労働者人民の憤激と闘争は高まっている。事態は、新植民地主義の再編成に対するプロレタリアートの、光州蜂起の経験を基盤とし継承した闘争構築を問いかけている。

同盟会長宇佐美ら労働貴族は全を支持し、光州蜂起をはじめとした朝鮮労働者人民の闘争をいやしめ、日本における金大中救援運動日韓連帯闘争に対する露骨な反感を表明している。理由は簡単明瞭である。彼らは全の弾圧に独占体の利益を見出しており、日韓労働者の連携に不利益を見出しているからである。

全斗煥軍政による民族自由主義派の抑圧は、新植民地支配に対する南朝鮮労働者人民の闘争への報復であり、支配の強大性でなく脆弱性のあらわれであるが、南朝鮮における支配的地位のために力を注いでいる国際独占体なかでも日本独占資本によっての更なる収奪搾取、対アジア太平洋侵略拠点化の道を政治的にはき清めるものとしての意味をもっている。

(二)

朴射殺後の政治情勢のなかで日本帝国主義は政府間接触についてこそ表むき慎重にふるまった（事務レベル接触が踏みきられたのは一二・一二粛軍クーデター以降である）ものの、土光経団連会長、竹田統幕議長ら産軍関係者の訪韓日韓議員安保協、日韓協力委員会が七九年一一～一二月に次々と進められ、八〇年四月の外相会談では、官民合同経済使節団派遣、大陸棚共同開発の合意をみている。

五月の日米首脳会談の前の日本側文書には「金大中は選択しない。あれはアカだ。金鐘泌も好ましくない」というメモがあったし、五・一七クーデター及び光州蜂起の最中に日本帝国主義者は特命全権大使を派遣し全と接触させた。

「軍が事実上政治の実権を押えたとの認識が一般的だが、形式的には大統領制、内閣制が維持されていることも理解する必要がある。（六月～八月に）どのような社会秩序を確保して安定を回復するか見守る必要がある。」（六月八日、前田特派大使）「韓国の弱体化は日本の国益からみて望ましくない」（七月一日、大来前外相発言）

このように日本帝国主義は全の行動を肯定し、その権力性格を隠蔽することに利益を見出している。

七月九日に訪韓を強行した官民合同「対韓輸出促進ミッション」は、団長に日商岩井社長、特別顧問に富士通副社長、副団長に三井物産副社長ほか団員一二〇人以上の大型のものであり、十日間で約半年分の取引、計一一億五千万ドル、年間実績の二五%にもあたる契約を結び、全斗煥一派、韓国貿易協会、全経連などとの関係を結んできた。その後、三星グループ等の韓国財界はあいついで日本多国籍企業との接触に来日している。

八月四日、外務省は「政治と経済は別」とうそぶいて八〇年度の対韓円借款一九〇億円供与の方針を明らかにしたし、光州鎮圧に加担した駐韓米軍総司令官は八月はじめに全の大統領就任の支持を表明している。そして、金丸、春日、岸、福田ら自民―民社党と全との結びつき、全の後押しが強化されている。――このようにして日本帝国主義は朝鮮人民の革命闘争に対する国際帝国主義の反革命の旗手としての位置に自らをくくりつけている。

帝国主義者が要求した南朝鮮の「社会秩序確保」が政治的にどのようなものであるかは、眼前にあるところのものである。経済的には、インフレ抑制放棄の経済政策発表（六月）、二年間の賃金抑制（八月八日）、経済祖借地たる馬山の原則であった「一業種一社」の重化学工業部門再編政策としての発表（八月二〇日）、五〇%以上の株式を外国人が所有できる産業分野拡大、金利引下げ、輸出金融拡大の方針発表等々である。韓国経済企図院は一九八〇年経済成長率見通しをマイナス二%と発表し、商工省発表は今年一～九月の対日貿易赤字を約二一億八千万ドルとし、年々増大する対日赤字額総計は一四年間で一六二億二千万ドルとなっている。十月にはウォンの対ドル・レートが一月に続いて再び切り下げられている。

全の「経済成長持続」論は国内的には財政・信用の膨張を柱とするもので、インフレ、収奪、更なる外資導入を加速化することが明白である。インフレの破壊的な影響は労働者・農民に直接ふりかかるが、また、南朝鮮経済の帝国主義への従属を深めることにならざるをえない。もちろん、韓国を経済破綻に追いやったのは帝国主義による侵略に他ならない。

日本帝国主義は特に一九六五年以降、自らの再生産力のなかに南朝鮮経済を組み入れることを追求してきたのであり、帝国主義間争闘戦に耐えられる産業構造の変換を補完するものとして南朝鮮の一層の従属化を位置づけてきている。この経済的現実こそ、全世界人民が全斗煥の抑圧に激怒している最中に、自らの対韓政策の不変を声明し全との関係の発展へ歩ませたものである。日米帝国主義は全の銃剣にたよって自らの野望を達成しようとしており、そのために朝鮮をはじめ全世界のプロレタリアート人民に挑戦し、分断することに必死になっている。

国際帝国主義打倒・世界プロレタリアート独裁樹立とあらかじめ切断された朝鮮革命への態度を帝国主義国の共産主義者が説くことは帝国主義の現実への屈服でしかない。また、自国帝国主義の「安定成長」に依拠した社会民民主主義、社会帝国主義の路線と闘うことなしには真の連帯を実現しえず、帝国主義を打倒しえない。

朝鮮プロレタリアートはその革命的伝統と共産主義運動の総括のうえに革命党を必ずつくり上げるであろう。地下に脈打つ南朝鮮人民の革命闘争と結合する道を進まなければならず、党派闘争を強め、新植民地主義打倒・日韓連帯の闘いを革命戦争による帝国主義打倒の準備へ統合し強固化しなければならない。その組織の舞台は新しいインターナショナルである。

戦後東欧諸国の階級闘争

(一) 日共宮本一派の誤り

日本共産党宮本一派は、ソ連のチェコ侵攻やアフガニスタン侵略等の個々の対外政策に対して反対の声をあげているにもかかわらず、ソ連の社会帝国主義としての本質に対しては眼を閉ざしている。

そればかりか「今日の社会主義を世界史的にはまだ生成期を経過しつつあるにすぎない」（パンフ『ポーランド問題と社会主義の理想』二〇頁）ものと把え、「歴史的制約や否定的傾向を克服して前進する過程」（同）とみなすことによって、特権官僚が支配階級に転化していることにもとづくソ連社会帝国主義の他民族支配を免罪しているのである。

このような宮本一派には、ソ連社会帝国主義と、これと結たくした買弁官僚層によって支配されているポーランドプロレタリアートの文字通りの死活をかけたストライキ闘争に対して同情の意を表明する資格はありえない。

彼らはストライキ権は「社会主義のもとでも当然認められなければならない」（同一七頁）と主張し、ポーランドのストライキの原因を、党と政府の「官僚主義のゆがみ」（同七頁）に求め、このストライキが「社会主義国にふさわしいやり方で正しく解決されること」（同一七頁）を望んでいる。

そして「ポーランド以外のいかなる国家も、このストライキ闘争やその解決をめぐる問題に介入する権利がない」（同一九頁）という見地から、ソ連の対ポーランド政策に対しておずおずと批判している。

だがこのような見解はポーランドプロレタリアートの階級闘争の目標が単に自国の党と政府の官僚的制度と支配に対して向けられているだけではなく、その制度と支配の根っ子となっているソ連社会帝国主義に対しても向けられていることを蔽い隠している。そしてポーランドプロレタリアートの階級闘争の発展を抑制し、わずかな改良的成果とひきかえにソ連社会帝国主義とこれに結たくした買弁官僚層の支配に服従することを要求するものに他ならない。

宮本一派は「今回のポーランドの紛争問題はポーランドの国内的問題」（同一九頁）であると主張しているが、これが根本的な誤りである。ソ連社会帝国主義によるポーランド支配という歴史的事実をぬきにしては今回の事態を何一つ理解することはできない。

彼らは「国内問題」と言いくるめることによって、ポーランドに対するソ連社会帝国主義の支配を免罪し、ポーランドプロレタリアートの階級闘争の闘争目標を歪め、プロレタリアートの国際主義に敵対しているのである。

今回のポーランドプロレタリアートのストライキ闘争が党と政府の官僚主義的歪みを正すためのものであり、生成期の途上にある社会主義国では避けられないものであること、そしてこれは国内問題だからソ連には介入する権利はない、といった宮本一派の認識がいかに誤ったものであるかということを明らかにするためには、簡単にでも戦後東欧諸国の階級闘争について見ておくことが必要である。

(二) ハンガリア革命の教訓

(1) 東欧諸国の経済

一九五六年のハンガリアにおけるスターリン主義政府を打倒した武装蜂起と、これに対するソ連軍の二次にわたる介入による蜂起の鎮圧は東欧諸国の階級闘争に大きな影響を与えた。ハンガリア革命の本質を解明することをぬきにして東欧諸国の階級闘争について語ることはできない。ではハンガリア革命はどのようにして発生した挫折せしめられたのか。まずハンガリア革命に到るまでの東欧諸国の経済について明らかにしておこう。

戦前の東欧諸国は経済発展水準の点から三つのグループに分けられる。東ドイツ、チェコスロバキアはそれぞれ生産国民所得中工業の占める比率が六〇%と五三%であり、最も発展していた。中位にはポーランドとハンガリーが続き、比率は双方とも四〇%であった。下位を占めていたのはその他の諸国で、工業の比率はブルガリア二七%、ルーマニア二五%、ユーゴスラビア二六%、アルバニア九・八%であった。

東ドイツを除き、これらの諸国の工業は外国資本に支配されていた。また農業は東ドイツとチェコを除き、封建的色彩をもった土地所有が支配的で、少数の地主がかなりの土地を占めていた。

ソ連赤軍の侵攻によってナチスドイツの支配から解放された東欧五ヶ国のいわゆる人民民主々義革命における社会革命は、このような条件から出発した。（以下では主として独力のパルチザン戦争で解放を勝ちとったユーゴとアルバニア及び、分割国家としての特殊性をもつ東ドイツについてはとりあげない）

ポーランド及びチェコスロバキア両国では解放後樹立されたいわゆる民主ブロックの連立政権の下でただちに産業国有化がなしとげられた。早くも一九四五年十月チェコスロバキア国民議会は四百人以上の企業の国有化を決定し、ポーランドでは一九四六年一月にドイツ人所有の企業とその他の五〇人以上の企業を国有とする法律が定められた。こうした事態は両国における多くの企業がドイツ人の所有であり、ドイツ人の逃亡によってこれを抵抗なく国有化することができたことによる。

ドイツの従属国として連合国と戦ったハンガリー、ルーマニア、ブルガリア三国における国有化は異なった過程をとった。それは戦勝国ソ連が、無併合・無賠償という社会主義の原則を投げ捨て、帝国主義者と同様にふるまって、三国におけるドイツ人資産を戦利品として持ち帰った他に賠償を要求し、その上ドイツ人の利権をひきついで、三国に合弁企業の設立を認めさせ、企業と地下資源を支配しようとしたことにもとづいている。このようなソ連による経済管理と収奪がなされたあとになって国有化の試みが始められた。ハンガリアにおいて国有化が百人以上の企業にまで拡大されたのは一九四八年になってからであった。

土地改革は半封建的大土地所有の廃止と農民への土地の分配であった。産業国有化が主としてドイツ人資産の没収としてなされたのと同様に、各国によって程度の差があるが土地改革においても逃亡ドイツ人及び戦争協力者の所有地が分配の対象とされた。

もちろん没収された土地の一部には国営農場がもうけられたが、これは農地の極小部分をなすにすぎなかった。

産業の国有化と土地改革を土台にして、一九四七年ごろには各国で戦後復興計画が作成された。計画終了後戦前水準と比較して、工業生産高はポーランドでは一六七%（四八年）、チェコでは一〇八%（四八年）、ハンガリアでは一七八%（四九年）、ルーマニアでは一三四%（五〇年）、ブルガリアでは一八〇%（四八年）となった。

この経済復興をふまえてコミンフォルムは社会主義工業化と農業集団化を指令し、一九四九年から五〇年にかけて各国では第一次工業化計画が開始された。この工業化計画はソ連の第一次五ヶ年計画を模範としたもので、極度に高い成長率、はなはだしい重工業重点主義、及び自給自足的傾向を特徴としていた。

豊富な資源をもち、自給自足が可能な大国ソ連と異なって、東欧諸国は原料、エネルギー資源の乏しさ、国内市場の狭さからいってソ連型の工業化計画は実情に合ってはいなかった。それは計画の未達成という形であらわれ、ハンガリアでは一九五四年には工業生産の伸びがわずか二%に低下し、工業労働生産性は前年を三%下まわった。ポーランドでも一九五二年には工業生産目標の未遂があらわれた。

ハンガリアとポーランドにおける一九五六年の階級闘争の昂揚の経済的な条件はここにあった。

農業集団化は一九四八年半ばから四九年初めにかけて本格的にとり組まれた。これは一九四八年六月のユーゴ批難のコミンフォルム決議で集団化が呼びかけられたことが発端となったものであり、上からの強制をともなったものであった。だが東欧諸国にあっては、一九五三年のスターリンの死以後の集団化政策の緩和といった事態があって、集団化のテンポはソ連のそれよりもずっとゆっくりしており、かつ国によって相違があった。

(2) ソ連・東欧の政治的関係

すでに見たように戦後の東欧では産業国有化と、大土地所有の廃止及び農民への土地の配分を内容とする土地改革とは連立政権の時期になされてしまっていた。この経済革命は大ブルジョアジー及び大土地所有者の経済的基盤を掘りくずし、ソ連の軍事力を背景にもった諸国の共産党（国によって名称はまちまちである）が勢力を拡大するための条件を形成した。

戦後における帝国主義諸国の労働運動及び植民地・従属国の民族解放闘争の昂揚は、反ヒットラー連合形成以来の米・ソの連合に終止符を打つこととなった。国際階級闘争の激化に直面したアメリカ帝国主義は一九四七年三月トルーマンドクトリンでもって共産主義に対する封じ込め政策をかかげ、同年七月マーシャルプランを発表して西欧諸国の戦後復興にテコ入れし、西欧諸国を共産主義に対する防波堤とする計画を実施しはじめた。いわゆる冷戦の時代の幕あけであった。

ソ連はアメリカ帝国主義のマーシャルプラン攻勢に対し、東欧のブロック化でもってこれに対抗することを狙い、一九四七年九月コミンフォルムを結成し、東欧諸国での社会民主々義政党等の解体による急速な共産党権力の樹立を目ざすこととなった。

ソ連は東欧のブロック化を試みるに際して、各国共産党のソ連共産党への従属化をもとにして東欧諸国の国家機関、経済機関、地下資源、外交政策等への支配を実現しようとした。こうしたソ連の帝国主義的政策は、ソ連赤軍の力を借りずに解放をなしとげたユーゴにとっては受け入れることはできなかった。ソ連はユーゴの党に介入してチトーを打倒しようとしたが逆にチトーはこのソ連の工作をはね返してしまった。

ソ連はコミンフォルムからユーゴを除名することによってこれにこたえ、同時に「チトー主義者＝民族主義的偏向」との闘争を東欧諸国共産党において展開することを要求した。そしてこうしたチトー主義に対する闘争とセットにされて、ソ連での第一次五ヶ年計画と農業集団化の経験が、東欧諸国が直ちに実施すべき課題としておしつけられたのであった。これが一九四〇年代末に東欧諸国で工業化計画と農業集団化とが一斉に導入された政治的背景であった。

コミンフォルムを通じてソ連が東欧諸国にもち込んだものは工業化計画と農業集団化だけではなかった。スターリンによって一九三〇年代に形成された統治機構も輸出された。

この統治機構の特色は当時においてはベリヤを頭とし、党中央委員会の統制から完全に自由であるばかりか逆にそれを監視している政治警察の体系にあった。工業化と農業集団化による階級闘争の激化が諸国の党に反映し、党内に種々の見解の相違と対立が生れたとき、この政治警察は党内に「民族主義的偏向者」をデッチ上げ、粛清を演出することを通して東欧諸国に急速にその根をはっていったのであった。東欧諸国の党のいわゆるスターリン主義化が、工業化と集団化の時期に進行したのであった。

だが東欧諸国の党のスターリン主義化は第一次工業化計画と農業集団化とが終了しないうちに、スターリンの死とマレンコフの登場そしてベリヤの粛清による秘密警察機構の縮小によって緩和されることとなった。

そして一九五五年フルシチョフのソ連がユーゴと和解し、社会主義への多様な道を承認したことに端を発し、一九五六年二〇回大会におけるフルシチョフによるスターリン批判のための秘密報告の遂行、コミンフォルムの解散とつづいた政治上の気象の変化はいわゆる雪どけをもたらし、東欧諸国のプロレタリアートの階級闘争を誘発することとなったのである。

(3) ハンガリア革命

一九五六年十月二三日の武装蜂起によって開始されたハンガリア革命の原因は経済的にはソ連型の工業化と農業集団化政策の破綻にあった。他方その政治的背景にはスターリン主義的支配体制の根本内容をなすプロレタリアートに対する政治的収奪による官僚の階級への転化といった事態が完成しないうちに、ソ連共産党でのベリヤ粛清以来スターリン時代の統治に支配的であった政治警察の全一的支配等の諸条件が改変され、東欧諸国の党においても工業化と農業集団化計画のみなおし、及びスターリン批判がなされ、党内に動揺が起きていたことがあった。

ここでは十月二三日からソ連軍の第二次介入に到る革命闘争の経過についてまずとりあげよう。

十月二三日のデモはどのようにして計画されたのか。その発端は作家同盟が工業大学で呼びかけた一つの集会であった。それはポズナニの決起に端を発し、ゴムルカの復権に到っていたポーランドの反スターリン闘争に連帯する小規模な集会を、ポーランド出身の国民的英雄ベル将軍の像の前で開こうというものであった。

工業大学の学生はこれを受けて集会にとどめず、同時にデモを組織し、これに他大学学生及び労働者の参加をも呼びかけることとした。

デモは主催者の予想を越えて数万の規模に達し、午後の集会では学生の一六項目の要求が読みあげられた。集会が終了したにもかかわらず、大衆は解散しようとはしなかった。というのは午後八時に党書記長ゲレの重要演説がなされることが事前に放送されていたからであった。

集会終了後議会前に行くことが呼びかけられ、デモ隊は二手にわかれて議会前に向った。他に一隊がスターリン像の下におしかけ、二時三〇分頃にはこれをひきたおした。また他の一隊は学生の要求を放送させるため放送局に向い、代表を送り込んで当局と交渉をはじめた。さらにスターリン主義者によって粛清されていたナジを集会に呼びだすために捜索隊も派遣された。

議会前の大衆はますます数を増してゆき、午後六時には二〇万人に達し、ナジの名が叫ばれていた。

こうした状況があったにもかかわらず、党と政府は学生の一六項目の要求の放送を拒否しつづけ、午後八時に行なわれたゲレの演説はナジの復帰には一言もふれず、逆にデモ隊に対して「敵に対して警戒せよ」という形で冷水をあびせたのであった。

放送局での交渉を見まもって集結していたデモ隊に対して政治警察は消防車で本物の水をあびせて追い散らそうとした。政治警察の実力行使に対してデモ隊も抵抗した。武器がエスカレートし、ポンプの水の代りに催涙弾が投げつけられた。激昂したデモ隊は九時頃放送局に突入しようとした。その時政治警察が発砲し、数人の死者が出たのであった。死者の中には軍の連隊長もいた。

発砲によって一たんは散開したデモ隊はラムバダ武器工場を占拠し、武装して再度放送局を包囲した。連隊長を殺された兵士たちも武装して再結集した。そして市内のあちこちで警備している政治警察に対して攻撃をかけはじめた。

この頃議会前ではナジがバルコニーにあらわれ、大衆に対して話をしようとした。だがデモ隊をなだめるにはもはや手おくれだった。ナジがマイクもなしにしゃべっている間に放送局前での政治警察の発砲が伝えられたのである。大衆は放送局へ向った。

平和的なデモが武装蜂起へと成長していったことを知った党と政府は軍を動員して蜂起大衆を鎮圧させようとしたが、軍は現場に到着したものの上官の指揮には従わなかった。軍のなかの活動分子はむしろ政治警察との戦闘に参加した。

このような状況に直面してゲレは翌日午前一時頃駐留ソ連軍に出動を要請するとともに他方でナジを首相に指名して事態を収拾しようとした。

十月二四日午前七時には放送局が蜂起大衆の手におちた。早朝ブダペスト市内に現われたソ連軍の戦車に対して工場を拠点にして市街戦がひきおこされた。地方を中心に労働者評議会が結成され、労働者の武装が進み、他方軍の動揺も一層進行し、蜂起鎮圧にあたっていたソ連軍の援助を命ぜられたマルテル大佐の部隊は蜂起側へ移行し、ソ連軍に対して砲火をあびせた。

軍の上級幹部はスターリン主義者によって占められていたので、彼らは兵士が政府の命令に従わないことを知るや兵士を武装解除し家庭に帰した。

ソ連軍の出動にもかかわらず、武装蜂起が鎮圧できないことを知ったゲレは党書記長をカーダールにゆずった。こうして党と政府のトップはクレムリン直系のスターリン主義者の手をはなれたのであった。

ソ連軍との市街戦は十月二五日がピークとなった。マルテルの軍隊を中心とした蜂起軍はソ連軍に対して優位を占めるようになった。ナジ政府は二七日に休戦をよびかけるとともに組閣を急いだ。

ソ連の介入は民衆の市街戦によるはげしい抵抗にあって失敗し、三〇日にはマルテルの下に革命軍事会議が組織され、臨時政府が樹立された。

この革命は政治警察を解体しただけでなく、軍や党の組織をも解体してしまっていた。代って形成された権力は労働者評議会であった。ナジは労働者評議会を自己の基盤にしようとしたが評議会側は社会党の再建を要求していた。ナジは単一政党制の廃止と連立政権の形成を認めざるをえなかった。

ブダペストのソ連軍は撤退をはじめたが、それと同時に新たなソ連軍の大部隊が第二次介入のために侵入しはじめていた。共産党の解体状況とそれによってもたらされたナジの連立政権構想に対して、ソ連は容認することができなかったのであった。

十一月四日ソ連軍は蜂起し守りをかためているブダペストに対して攻撃を開始した。十日間の市街戦の後蜂起は敗北した。

(4) 革命の総括

経過を見れば明らかなように、ハンガリア革命は十月二三日の労働者・学生のデモと集会がつきつけた要求に対して、事態の発展に完全に立ち遅れていた党と政府がおざなりの対応しかしなかったことに直接の原因があった。そして平和的デモが一転して武装蜂起に転化するやいなや、政治警察は解体され、軍は蜂起に同情をもち、党と政府が依拠できる権力は駐留ソ連軍しか残されていなかったのであった。

この革命はソ連軍の撤退を要求し、スターリン主義者の解任を要求してはいたが資本主義復活を意図してはいなかった。その限りでポーランドの場合のように党が譲歩することによって革命を未然のうちに防ぐことも可能であった。だが十月二三日の党の立ち遅れとソ連軍介入の要請とは党の権威を完全に傷つけてしまい、党そのものの解体をひきおこしていったのであった。

革命の圧力を受けて成立したナジ政権が連立政権構想を承認し、ワルシャワ条約の廃棄と中立国宣言へと進まざるをえなかったのは、ソ連軍の第一次介入の必然的な帰結だったのである。

フルシチョフはハンガリア革命の展開に驚き、第二次介入を決意するがそうすることによって彼のスターリン批判の限界を露呈した。そして第二次介入によるハンガリア革命の圧殺は、当時の国際共産主義運動におけるソ連の党の権威を衰失させることとなった。そしてスターリン主義打倒を目ざし、

「防衛白書」の戦略構想と産軍複合体

八〇年版「防衛白書」の特徴

財界からの「軍拡」「徴兵制度復活」の大合唱、ワシントンからの「中期業務見積り（五ヶ年計画）」の繰上げ」圧力、アフガニスタン問題、太平洋艦隊の増強、北方領土の軍事基地化をふまえ形成された対ソ脅威論等を背景として、八月五日、政府は八〇年版「防衛白書」を発表した。この白書は以下の三点にその特徴を見い出せる。

第一点は、ことさら自衛隊の欠陥を強調し、防衛費の特別扱いを要求する布石づくり、防衛予算の増額PR版としての性格をむき出しにしていることである。このことは、当白書がかっての「基盤的防衛力整備構想」にもとずく七六年の「防衛計画の大綱」などによる防衛力増大に対する一定の歯止め策に対する突破口としての役割を果していると言える。案の定、直後の八月二八日には、上述の主旨をふまえ、更に、米帝国主義の中期業務見積り一年繰り上げ達成要求を口実に、防衛庁は、護衛艦や輸送機、戦闘車輌など、陸・海・空自衛隊が直接戦闘行動に使う「正面装備」の調達を最重点内容とした今年度当初予算比九・七%増、総額二兆四千四百六五億円（国防会議関係を含むと二兆四千四百六六億円）の八一年度防衛予算概算要求と業務計画を決めた。

第二点は、自衛隊の国際的役割が一段と強調されていることである。「日米防衛協力」の他、朝鮮半島を含む東アジア全域、またASEAN諸国、中東諸国へも「強い関心」を示し、米世界戦略の一翼としての自らの位置を主張しようとしている。しかしながらその内実に関しては言及を避け、ただひたすら「ソ連の一貫した軍事力の増張」、「潜在的脅威の増大」や「自由圏で第二位の経済大国としての日本の国際的責任」等がくり返されている。今回で六冊目になる白書、もともと自らの国家戦略軍事戦略を大上段にふりかざし、それを展開軸として論述すると言うのではなく、その最も重要な点は抽象化、アイマイ化し、事務的に数字を羅列するところにその特徴があったわけであるが、今回もその例外ではなく、この白書ではただ自衛隊の責任の重さを、それ故の増強が述べられているだけである。

そしてこのことが体制派を含め様々な分野の人々から「戦略なき自衛隊」として批判され、それ故に不要論が出てきたり「自主防衛」論等と言う意味付与を勝手にしてみたり、または自衛隊を過大視する根拠の一つになっているのであるが、しかしながら自らの戦略を論述しないということは、自らの戦略がないということではない。ただ言わない、言えないだけなのだということを我々は押えておく必要がある。

第三点は、有事立法、予備自衛官、予備兵力等の問題に加え、防衛研究の推進、秘密保持体制の検討、輸送・通信手段強化のための民間施設の軍事化等、銃後の体制の確立に重点を置いていることである。これは国内体制の反革命的強化に他ならない。

これらの特徴を有した白書の発表は、種々の論議をよんでいる。その中でも特に典型的なものは、日本帝国主義の軍事力の大巾増大＝「正面装備」の強化、自衛隊の対象領域の拡大＝東アジア・ASEAN、中東、それにともなう日米安保体制の「歴史的転換」、「日米安保への全面的依存から、帝国主義間争闘戦＝日米闘争戦への突入」という急進民主主義者の主張である。この主張は根底に古典的帝国主義間争闘戦観をすえており、現代帝国主義に対する把握の不十分性、軍事問題に対する無理解を反映しているものであり、我々が現代帝国主義と闘い、また軍事問題を把握していく上でも、批判しなければならないものである。なお現代帝国主義、及び軍事問題全般に言及することはこの小論では不可能であり、ここでは白書との関係で必要な部分についてのみ以下展開するものである。

帝国主義間争闘戦の結果としての「白書」

七三年オイルショック、七五年サイゴン陥落という事態を背景にして、内には「列島改造」論、外には日中国交回復の自主外交、アジア太平洋を中心としたエネルギー自立路線を掲げて、自立戦略を打ち立てんとした日本帝国主義に対し、ポスト・ヴェトナムの米帝国主義のアジア戦略は、七六年十二月のフォード大統領の北京、ジャカルタ、マニラ訪問後のハワイにおける「新太平洋ドクトリン」をもって巻き返しを開始した。

この「新太平洋ドクトリン」は、①米国の力が太平洋の安定均衡の基礎であることを宣言した上で、②日本との同盟関係がアメリカの太平洋戦略の極であることを認め、③同時に中国との結びつきもアメリカ太平洋戦略の前提条件であるとし、④アメリカは東南アジアの安定に今後とも利害関係をもつことを確保したものであった。

すなわち、米帝国主義はあくまで太平洋国家としてソ連の進歩とは対決するという決意とともに、米帝国主義のコントロールから離れて日本帝国主義が独自の排他的エネルギー秩序を形成しようとしたことに対する反撃であった。しかしこのムチと同時に米帝国主義は、自らのコントロール下において太平洋圏での日本帝国主義の位置を保障するアメをも提起したのであった。

日本帝国主義の自立戦略時代のアジア・太平洋構想とは、あくまで米帝国主義を排除した日本帝国主義のヒンターランドとしてのアジア・太平洋であり、米帝国主義のコントロール下の太平洋とは全く異質のものであった。その後数年にわたるエネルギー、食糧、通貨問題等をめぐる攻防において、日本帝国主義は米帝国主義の太平洋経済圏構想を受け入れざるをえず、それが後に大平内閣の下で「環太平洋圏」構想として煮つまってゆくのである。

その経過の軍事的表現が田中時代の「自主防衛論」論争であり、それが後退して大平予備選勝利の当日には、日米間で正式に「日米防衛協力のガイドライン」が合意されていくのであり、それ以降、日本帝国主義は公然と「アジア防衛」の責任分担へ向け歩を進めてゆくのである。

米帝国主義は「新太平洋ドクトリン」の軍事的表題としての「MICPAC（＝ミクロネシア・太平洋共同防衛軍）構想」を一九七五年九月には形成しており、その一環を「日米防衛協力のガイドライン」として実現していったのである。

今回の白書で展開されている日米帝の協力体制、自衛隊の対象領域としての東アジアからASEAN、中東等は、すでにガイドラインで明らかにされていることであり、白書はそれらを国内的に清書したものにすぎない。

「正面装備」強化の意味

さらに、ガイドラインは戦術面にまで言及しており、(1)作戦構想（陸上、海上、航空）、(2)指揮及び調整、(3)調整機関、(4)情報活動、(5)後方支援活動、等の詳細にわたって自衛隊と米軍の任務分担をとりきめている。そしてこの実現のために、再三にわたって米軍は自衛隊の正面装備の充実（＝実戦化であり、同盟軍としての米軍との画一化）を要求してきたのである。

一九八〇年度から八四年度の五ヶ年計画としての中期業務見積りは、環太平洋経済圏構想をふまえたガイドライン（『赤報』三〇号参照）以降の戦略思想を体現すべく策定されたものであり、その装備面を分析してみても、その性格が如実に見えてくる。

ガイドライン、中業、白書、八一年度防衛予算概算要求で一貫して求められているのは、三自衛隊を統合運用・指揮する「中央指揮所」の建設であり、環太平洋合同演習への積極参加であり、研究開発関係では防衛産業の関心がきわめて高い新中等練習機と新野外無線機等の研究開発着手等である。また海上では対潜ヘリ搭載ミサイル護衛艦、対潜哨戒機の増強、航空ではF15制空戦闘機、E2C早期警戒機、国産F1支援戦闘機、T型練習機、及び新バッジシステムの導入等、陸では従来第二次大戦型といわれていた砲兵能力の更新のための一五五ミリ・二〇三ミリ自走榴弾砲の大巾増、機甲師団化としての七四式戦車、七三式装甲車、対空能力の強化としての短SAM、携SAMの調達、等が列挙されている。

これらの装備強化の特徴は、第一にハードウェアの分野における国産兵器の絶対量の増大である。陸の分野においてはほとんど国産化が貫徹され、海の造艦も百%国産化であり、空においても戦闘機はライセンス生産、支援機はエンジン部を除いてほとんど国産であり、国内防衛関係産業の絶好の市場化が推進されつつあるということである。独占資本のこの間の「軍拡」要求とはひとえにこれを射呈に収めたものであり、最近にいたっては、業界利益を上げるべく物資買入れ算定方式の改定をせまったり、先端技術導入のため民間レベルの日米軍事技術協力を経団連防衛生産委が中心になって押し進めつつある、というのが現状である。すなわち、長期的には対GNP比・数%を目標とした産軍複合体形成が従来にない規模と速度で動き出したということである。

第二の特徴は、国産兵器の絶対量の増大にもかかわらず、特に偵察、情報分析、通信等のソフトウェア分野における対米依存度が相対的に大きくなったということであり、この結果、強化されたハードウェアそのものが米軍のコントロール下に組みこまれ、そのことによって実戦化がはかられているということである。

本年初頭のリムパック八〇はそのことを明らかにしており、また、来年度から建設着手する「中央指揮所」に横田の在日米軍司令部と直接結ぶホットラインを設ける計画などは作戦・指揮面における対米依存度の増大を物語っている。

＊　＊

八〇年版「防衛白書」に対する「戦略なき軍事力増強論批判」があり、その裏返しとして勝手な戦略を接ぎ木した「日米争闘戦への突入」論がある。しかしながら、オイルショック、サイゴン陥落後、の日―米帝の帝国主義戦略をかけた角逐を見るならば、MICPAC、ガイドライン、中期業務見積り、白書において、帝国主義の世界支配戦略の一翼としてのアジア太平洋圏における支配戦略と、それをめぐる日米帝国主義の対立・協調関係を読みとることができる。その戦略思想が戦術面のみならず装備面へも貫徹していることは上述の如くである。

米帝国主義のコントロール下で自らの経済的軍事的ヘゲモニーの比重の増大をはかることによって、日本帝国主義はその帝国主義的地位を、特に再び朝鮮人民に高価な犠牲を強いることによって、拡大強化しようとしているのであり、その現在的表現が白書である。

米帝国主義の世界支配戦略をアジア・太平洋圏で担うという外枠で推進されつつある日本帝国主義の、国際プロレタリアートの階級闘争と被抑圧民族の解放闘争とに対する反革命・分断の戦略、経済的侵略・収奪の野望、及びその支柱としての自衛隊＝帝国軍の強化産軍複合体の形成、それらの相乗効果としての国内的再編、抑圧強化等の連関内容、これらの暴露こそ我々の急務である。

(三)一九五六年のポーランド階級闘争

今日のポーランドにおける階級闘争を理解するためには一九五六年六月のポズナニでの労働者の決起に端を発し、十月のゴムウカ復帰に到るポーランドの十月革命にまでさかのぼらなければならない。

ポズナニの労働者の決起はZISPO組立工場の労働者の賃上げ要求にはじまった。政府の拒否回答に対してデモが組織されたがこのデモが戦闘化し警察が発砲した。そのさい五〇人以上が殺され、数百人が負傷した。

この事態に対し党と政府は自からの側の落度を認め、関係閣僚を解体するとともに経済及び政治の改革についての審議をはじめた。党と政府のこうした動向は、労働者、学生、知識人の間での、党と政府の改革をめざしたサークル活動を急速に拡大させることとなった。大衆はスターリン主義者によって粛清されていたゴムウカの復帰を要求した。

党の側ではポズナニ以後スターリン主義者が分解し、改革派が勢力を増大させていた。ソ連は自由化とゴムウカの復帰に対して反対し、軍事介入をちらつかせながら改革派に対して圧力をかけた。

党は十月一九日に予定された中央委員会でゴムウカを復帰させることによって大衆の要求にこたえようとした。これに対して党内の共産党から分離した新たな左翼が形成されることとなったのである。

スターリンによる政治警察を手段とした個人専制はボリシェヴィキ党を破壊し、プロレタリアートを政治的に収奪し、その手から国家的所有となっている生産手段を横領してそれを官僚の集団的所有とし、そうすることによって官僚を階級に転化させてゆくためのテコとして大きな役割をはたした。だが一たん形成された官僚階級にとっては政治警察を党の上におく個人専制体制が、官僚階級に属する個々人をも抑圧しているという点からして存続させることのできないものであった。

フルシチョフによるスターリン批判の狙いはすでに支配階級に成り上っていたソ連の官僚階級とその利益を代表している共産党指導部を政治警察による支配から解放するところにおかれていた。ソ連においてはフルシチョフのこの狙いは実現されはしたが、しかしまだ官僚層が階級に転化してはいなかった東欧諸国及び中国の党へのスターリン批判の押しつけは彼の予想もしなかった事態をひきおこしたのであった。

ハンガリア革命はスターリン批判がプロレタリアートの利益に従ってではなく、ソ連の官僚階級の利益に従ってなされねばならないことをフルシチョフに教えた。それ以降スターリン批判は官僚階級の支配をゆるがせない範囲内にとどめおかれることとなった。

スターリン批判が階級に転化した官僚が自らの階級支配を維持するために、官僚を階級に転化させるべく用いられたプロレタリアートと農民に対する抑圧の数々をスターリンの個人責任に帰着せしめ、そうすることでもって階級としての官僚を防衛するという階級的意図をもってなされた以上、こうした事態は必然的なものであった。

ハンガリア革命はソ連の党が東欧諸国の党のスターリン批判を官僚階級の利益に従わせるためには手段を選ばないことを示した。ソ連は官僚層が階級に転化してはいない東欧諸国では、自らの官僚階級の利益を守るためには軍事力の行使が必要であることを知らねばならなかった。他方東欧諸国のプロレタリアートは、官僚主義を打倒するためには、ソ連の官僚階級の軍事力と敵対し、これを追放しなければならないことを学んだのであった。

残存スターリン主義者（ナトーリン派）は中央委員会直前に駐留ソ連軍の力を借りたクーデターを計画し、ゴムウカ復帰をほうむり去ろうとした。だがクーデター計画は事前にもれ、かつ上部をスターリン主義者でかためていた軍隊もあてにならないことが明らかとなったので、計画は失敗した。

このクーデター計画と連動したものと考えられるがフルシチョフを先頭にソ連の党指導部は中央委員会開催日に紹かれもしないワルシャワにのりこんだ。クーデター失敗という条件の下でもフルシチョフはポーランド党指導部に対しソ連軍介入も辞さずという見地から最後の圧力をかけた。

だがポーランド軍がソ連支持では動かないこと、党内では改革派がナトーリン派を圧倒してしまっており、ワルシャワでは改革派の手で大衆的デモが組織されていること、といった事態に直面してフルシチョフは譲歩し、ゴムウカの復帰を受け入れたのであった。

ゴムウカ復帰の四日後にハンガリア革命が勃発した。ハンガリア革命敗北の事態はポーランドプロレタリアートの上に重くのしかかり、ゴムウカ復帰にもち込んだ大衆的昂揚は終息してしまった。権力を掌握したゴムウカは自由化を要求した大衆に対して妥協させ党の統制の下におくことに成功した。

ところでポーランドの階級闘争にも決定的な影響を与えたハンガリア革命の敗北はハンガリアにどのような事態を生んだであろうか。

ナジ政権を裏切り、ソ連の戦車に乗って政権についたカーダールは革命が創出した事物をただちに消滅させることはできなかった。カーダール政権は労働者の賃上げや農産物供出制の廃止等の要求を認め、また革命によって形成された労働者評議会をも認めた。

だがプロレタリアートはソ連の軍政の下でも革命の続行を意図しナジの首相復帰を要求してゼネストを組織した。これに対してカーダール政権は十二月に入って戒厳令を敷き、即決裁判制を導入し、強制収容所を復活させて本格的な体制固めに入った。一年間で二千人が処刑され、数万人が収容所に送られた。こうして革命は最終的に圧殺された。

カーダールはソ連・東欧諸国からの援助をたよりに工業生産を回復させ、五九年から農業全面集団化にとりかかり、六一年には政治的しめつけを緩和した。これ以後経済管理の分権化も進められ、六八年に導入された経済改革はコメコン諸国で最も分権化したものとなった。革命をソ連軍の力で鎮圧した後に成立したカーダール政権は革命の残り火を徹底して制圧した後に、上からの改革を行なったのであった。

ハンガリアにおける上からの改革が極めて不徹底なものであったことについては論をまたない。上からの改革の限界点については、チェコでの上からの改革の導入とこれに反対する一九六八年夏のソ連軍・ワルシャワ条約軍の侵攻による圧殺ということで示されている。

チェコの改革は単に政治的しめつけの緩和や経済改革（管理の分権化）といった課題にとどまらず、検閲の廃止と言論出版の自由を約束していた。これはソ連の官僚階級にとってはプロレタリアート・農民に対する階級支配のためのテコを放棄することに等しかった。従ってソ連としてはチェコの上からの改革を許容することができなかったのであった。

一九六八年八月二一日に行なわれたソ連軍の軍事占領によっても、チェコの改革派は屈服しなかった。占領下において非合法に党大会が開かれ、占領に抗議する一時間のゼネストが呼びかけられ、実施された。

ソ連は時間をかけて党からの改革派の一掃にとりかからねばならなかった。改革派は一人又一人と党の指導部から追放されてゆき、次に地方組織の改革派党員が追放された。一九七〇年までの脱党者数は六〇万人にのぼった。改革派の頭であったドプチェクは一九七一年六月に党から除名された。

ハンガリアのカーダールの役をひき受けたのはフサークであった。チェコの党は駐留ソ連軍の力を背景とした政治警察による統制によって、ソ連に成立している官僚階級の利益に従って行動しているソ連の党に従属したものへとつくりかえられた。フサーク政権はこうしたプロレタリアート大衆に対する政治的抑圧がもたらす大衆の不満を消費財生産を増大させ、消費ブームを作りだすことによってなだめようとしている。

《文献紹介》

『反官僚革命』柘植書房
『東欧の動乱』平凡社
『スターリン時代の東欧』岩波書店
『スターリン以後の東欧』岩波書店

ソ連における階級の形成（下2）

《目　次》

はじめに
第一章　国家的所有の形成
第二章　集団的所有の形成
——以上三三号掲載
第三章　国家の形成と問題点
第一節　ソ連邦形成の過程
第二節　グルジア問題
第四章　スターリン民族理論の批判
——以上第三四号掲載
第五章　党組織の官僚制化（省略）
第六章　スターリン主義の形成
第七章　官僚の階級への転化
——以上第三五号掲載
第八章　ソ連における搾取関係
第九章　ソ連の支配階級についての諸説

第八章　ソ連における搾取関係

(一)　労働者の賃金

ソ連の国家的所有の経済的内容を明らかにするためには、生産手段と労働力とが結合される経済的形態について研究することが必要である。そのためには国有企業に雇用されている労働者に支払われている賃金を分析することから始めよう。

ソ連の労働者の個別賃金の決定は、(1)労働者の熟練度資格、(2)職務の等級、(3)賃率係数、(4)賃率額の四つの要素にもとづくが、(1)と(2)は技能等級便覧という書物で知ることができ、(3)は賃率等級表で示されている。

賃金の計算は、出来高払いの場合、単価は次の式でなされる。

「単価＝一等級の時間賃率額×賃金係数×時間ノルマ」

先にあげた四つの要素とこの計算式との間の関連は次のようになっている。

計算式に出ている「一等級の時間賃率額」の一等級というのは、その産業部門における六等級ある労働者の熟練度資格のうち、最も低い未熟練労働者をさし、その時間賃率額とはその労働者がノルマを百%達成した場合に支払われる時間当りの賃金額である。「賃率係数」とは、その労働者が従事している職務の等級ごとに決定されている係数であり、最低の一級の労働者の賃率額にその係数を乗じることによって、各級の労働者の個別賃金を計算する仕組みになっている。例えば一九五九年四月に採用された機械製造業と金属加工業の賃率等級表は、一級から六級までの賃率係数をそれぞれ一・〇、一・一三、一・二九、一・四八、一・七二、二・〇と定めており、最低と最高の格差は一対二となっている。

さて若干込み入っているのは労働者の熟練度資格と職務の等級との関連である。まず職務の等級の決定方法であるが、その簡略化された方法によれば、職務について(1)仕事の複雑性、(2)正確性、(3)責任の程度、(4)職能的特徴の四つの要素に分け、これらの各要素について、各々に五、四、三、二のランクに区分して当劾職務が四つの要素でそれぞれどのランクに属するかを決定する。例えばある職務が(1)については三、(2)については二、(3)については二、(4)については三の各ランクに評価されているとしよう。この場合各要素のランク数を合計した十点を各要素の最高ランク数の合計一六点と比較してその職務の等級を決定する。例えば職務の等級が八等級に分けられている場合、その職務の等級は、最高点一六を八等級数で割って得た係数二でもってその職務の持点十点を割ることによって、五等級を得る。

この職務の等級は、労働者の熟練度資格と対応しており、五級の熟練度資格をもつ労働者が等級五の職務につくわけであるが、実際には両者の対応関係はかなりルーズになっている。

職務等級の決定の基礎となっている労働者の熟練度資格の等級は、一定の作業を遂行するのに必要な特定の知識、能力、熟練＝技能の三要因によって定められ技能等級便覧に記載されている。

以上が物質的財貨を生産する労働者の個別賃金決定の方法である。ただしこれはいわゆる基本賃金部分であって、実収賃金の決定はもっと複雑である。この他、企業長、職長等の幹部要員、技師、技術労働者、事務職員などは、労働者の賃金とは別の俸給制度によっている。

(二)　工場内の階層制と賃金格差

労働者の賃金が職務の等級と本人の熟練度にもとづいて、六級に階層区分がなされていることについてはすでに見たが、次に賃率の格差について考察しよう。一級と六級との間の賃率格差が、一対二と定められていたとしても、各産業部門によって賃率額が異なっているので、全産業部門規模でみた労働者の賃率格差はそれ以上となる。ソ連の公式見解は一対三であるが、一対三・八にのぼると指摘する研究者もいる。

労働者の賃率とは別に定められている職員俸給については、その平均俸給の数字が発表されているだけで、それ以外の数字は秘密にされている。従って職員の俸給格差については推測することしかできない。

全国民経済において職員は三〇%を占めているが、工業では約二割である。職員は管理技術職と事務職員とに区分され、前者は一二等級に、後者は五等級に格付けされている。

管理技術職の一二等級の職務は次の通りである。

「一企業長、二技術長、三専門部長、重要部長（技術部・生産部）四職場長、五部長（技術統制部・計画部・労働—賃金部）、六職場の重要専門家（機械専門技師、動力専門技師）、七部長（人事部・財務部）、八上級職長、職区長、九上級技師、十職長、十一技師、十二技手」（岡田裕之『社会主義経済研究II』法政大学出版局二一五頁）

他方事務職員の五等級の職務は以下のようになっている。

「一上級会計係、上級商品係、上級検査係、法規係、他、二会計係、商品係、文書主任、経営主任、検査係、他、三外交員、出納係、測定係、賃率係、他、四タイピスト、計算係、簿記係、統計係、庶務係、文書保管係、倉庫係、他、五指図員、勤務記録係、ガラス印刷係、コピイ係、文書発送整理係、他」（同書二一五頁）

管理技術職のうち、企業の管理機関に関係しているのは、企業長、企業長代理、部長、課長、職場長、生産職区長、上級職長、職長である。管理職の等級は管理上の階層序列を意味しているから、この等級の体系が工場内における管理の階層制をなしている。

労働者の等級と事務職員の等級とは、この管理職の階層制の下位に位置づけられるものであり、工場全体を管理のための階層制に従属させて秩序づけることとなっている。

職員の俸給格差は等級の他に、企業の従業員数の規模に従ったランクづけによる格差があり、産業別ばかりか企業別の格差が存在することになる。これらを勘案すれば、労働者の最低賃金と重要産業大企業長の俸給との格差は一対十以上であると推測されている。

先にあげた一対三・八の労働者の賃率格差も、この労働者最低賃金と企業長の俸給との格差も、ともに賃率上のものである。一九七二年のソ連の労働者の実収賃金の三〇%がノルマ超過給その他のプレミアから成っていることを考慮すれば、労働者の賃金格差はもっと大きくなるし、まして企業長のボーナス等は一般労働者よりも相対的に大きな配分率でもって給付されるので、労働者と高級管理者との実収賃金の格差はもっと大きくなる。

さらに高級管理者には種々の特権が与えられているので、労働に応じた分配という公式見解にもかかわらず、高級管理者が一般労働者の剰余労働を収得することになっていることは否定できない。

(三)　賃金フォンドの決定

労働者の賃金体系と職員の俸給体系の概略を見ることによって、工場内に管理のための階層的秩序が存在し、かつ高級管理職は賃率を比較するだけで、労働者の最低賃金の十倍もの高給を得ており、これは彼らの労働が労働者よりも十倍も強度であるということによるのでなく、一般労働者の剰余労働を取得していることによるものであることを知ることができた。

こうした事態は「社会主義社会は労働のすべてを報酬するのであって、この報酬の経済的限界は支出された生産手段の補填、生産の拡張、他の社会的諸欲求の充足にむけられる部分を控除したうえでの労働の生産物によって決定される」（ツアゴロフ『社会主義経済学』下六頁）といった公式見解が疑わしいことを示している。

この公式見解によれば、ソ連の賃金とは労働に応じた分配にもとづいたものであり、この見地からすれば、それは労働力の価値ではなく、労働者が社会に対して与えた総労働のうち、個人的消費に割り当てられる部分を労働に応じて分配したものということになる。このような公式見解が妥当かどうかは計画機関によって賃金フォンドがどのように決定されているかを検討することによって知ることができる。

国家が企業に分与する賃金フォンドは、平均賃金水準と労働者数とから算定される全国民的な規模での賃金フォンドにもとづいている。

ソ連においては第一に社会的総労働の各種の生産部門及び社会的活動への配分計画が公表されていないから、賃金フォンドのこのような形での決定は、社会的総労働のうちの個人的消費資料の分配という経済的内容をもってはいない。むしろそれは過去の賃金水準の計画機関による追認であり、生産性の上昇に見合った賃金上昇に歯どめをかける役割をはたすものとなっている。

というのは企業がホズラスチョート制の下におかれており、企業としての収益をあげることが目ざされている以上、企業にとっては賃金フォンドは分配要素としてではなく、生産費としてあつかわれることになるからであり、そして企業によって生産費としてあつかわれている賃金を全国民的規模で平均したものが計画機関によって次の賃金フォンド計画の基礎にされているからである。

計画機関が本当に労働に応じた分配の原則に従って賃金フォンドを決定しようとすれば、企業におけるホズラスチョート制をはじめとする現存するソ連の経済運営をすっかり改めねばならず、そのためには官僚を打倒してプロレタリアートの上に立っている国家機関を粉砕しなければならない。

さて企業にあっては賃金は生産計画の遂行に対する労働者の物質的関心を刺激する一手段として位置づけられ、国家によって定められた枠内であるが、独自の賃金計画を立てて労働者を労働にかりたてている。

その一例が累進的出来高払制であって、こうした賃金政策は分与されている生産手段にどれだけ多くの生きた労働を吸収させるかということが企業の課題となっていることを示している。

(四)　企業

企業についてのソ連の公式見解は次のようなものである。

「工業企業はソ連の工業管理の最下級にして基本的な環である。」（グリゴリエフ『ソヴィエト工業企業管理』同文館三頁）

どういう意味で基本的かといえば、ソ連国家が生産手段を企業に分与し、その使用をまかせているからである。

「ソ連国家が生産手段の所有者であり、国家（国民全体の）所有の単一フォンドから配分された一定の財産を企業が能率よく管理したり、あるいは利用するために企業に使わせている。国家はその財産の一部を企業に使わせながら、この財産の所有権を維持し、企業がその使用をまかされた財産を利用できる目的と限界を所有者として設定する。」（同書四頁）

このような企業には二つの特徴があり、一定の物的財産が使用をまかされていることがその一つであり、「もう一つの特徴は、生産—経営活動を実施するために必要な一定の知識と資格を有しており、かつこのために、特別な機関、すなわち、国家の受託人である企業長が統卒している企業の管理機関によって適当な方法で組織されている労働者、技術者、勤務員の集団が存在しているということである。」（同書四頁）

企業は単一の国民経済計画に従い、ホズラスチョート制によって活動しているので、公式見解は企業の定義について次のように述べている。

「社会主義国有工業企業は、勤労者集団の国営組織であり、それは自ら能率よく管理機関の指導のもとに自力で生産—経営活動を行ない、それと関連して、自己の貸借対照表と経営管理上の自主制をもっている法人である。」（同書六頁）

このような公式見解は生産手段の所有主体であるソ連の国家が集団労働力の担い手であるプロレタリアートの意志から独立した存在としてプロレタリアートの上に立っていることを反映している。

企業は国有の生産手段と、それから相対的に分離されている集団労働力とを結合する場であり、しかもこの結合は「国家の受託人である企業長が統卒している企業の管理機関によって適当な方法で組織」されることによっているのである。

企業に分与されている生産手段の所有主体である国家が、集団労働力の担い手であるプロレタリアートの意志に従っていない以上、ソ連の国有企業は国家的所有となっている生産手段と集団労働力とを結合し、生産手段に労働を吸収させる場にならざるを得ない。国家は国有企業で生産手段と労働力とを結合させることによって吸収した総労働から賃金と利潤の一部分をなす企業基金を控除したものを吸い上げることによって、国家的所有である生産手段を増殖させているわけである。

これまで労働者の賃金から出発し、賃金格差と工場内の階層制の存在を明らかにし、ついで賃金フォンド決定の仕組みを検討することによって、労働に応じた分配という社会主義的原則は空語とされていることを指摘し、最後に企業のもつ経済的な意義について考察してきた。これらの具体的な事象にもとづいて、ソ連における労働者の経済的地位を把握することが目的であった。

次には労働者の経済的地位についてのこれらの概略的知識を踏まえて、ソ連に現存している生産手段と労働力との間の関係についてのより理論的な解明がなされ、ソ連における国家的所有の下での搾取関係が暴露されねばならない。

(五)　生産手段と労働力の相対的分離

ソ連では国家的所有は法的には全人民の所有とされている。たしかに資本主義社会から社会主義社会への過渡期において、プロレタリアートはブルジョアジーから収奪した生産手段をまず国家の手に集中することからしか生産様式の社会主義的改造を始めることができない。この場合プロレタリアートの社会主義的所有は、プロレタリアート独裁の国家における所有を媒介にしたものとなる。

その際プロレタリアートの社会主義的所有が維持されるためには、プロレタリアートが生産手段の所有の主体である国家機関の支配者となり、国家機関が行う社会主義的生産の計画と管理に参加していなければならない。

ところが法的規定とは異なって、ソ連では生産手段の所有の主体である国家は特権官僚の支配下にあり、プロレタリアートの上に立っている。プロレタリアートは国家機関が行う社会的生産の計画と管理から閉め出されている。

過渡期における生産手段に対するプロレタリアートの社会主義的所有は、所有の主体である国家に媒介されて成立するが、ソ連では上述した事情によって、国家がプロレタリアートの社会主義的所有を媒介せず、逆に国家を支配している官僚がプロレタリアートから所有権を横領することになってしまっている。

国家的所有はそもそもは集団をなしているプロレタリアートの社会主義的所有を媒介するものであり、所有の社会的形態に属していた。官僚がプロレタリアートの所有権を横領したとしても、国家的所有が社会的形態であるということの属性は変っていない。従って官僚はプロレタリアートの所有権を横領したところで国家的所有の下にある生産手段を官僚の私的所有物とすることはできていない。それは集団としての官僚の所有となっている。

こうして官僚は国家的所有の下にある生産手段を集団として所有し、私的所有とはしていない。従ってまた所有権を官僚によって横領されたプロレタリアートも、国家的所有の下にある生産手段から完全に分離されはしなかった。プロレタリアートはそれを集団的に占有しており、生産手段からの分離は相対的である。

官僚の集団的所有には国家的所有の管理の処分権が含まれているところがプロレタリアートの集団的所有には管理、処分権がともなってはいない。官僚は生産手段の集団的所有にもとづくプロレタリ

アートの剰余労働の分け前にあずかり、プロレタリアートは所有権を横領されて集団的占有者におとしめられていることによって自らの生産物の取得を必要労働部分に限定されることになる。

以上のような内容をもった国家的所有の下での生産手段と労働者の相対的分離がソ連における賃金形態を生み出す原因である。

(六) 賃金形態の必然性

過渡期の、プロレタリアート独裁の時期の国家的所有の下では賃金形態を一気に廃止することはできない。しさしそれを労働に応じた分配という社会主義的原則に従って組織し、賃金が労働力の再生産費ではなく、労働者が社会的総労働のうちの個人的消費にあてられる部分の社会に提供した労働に比例した分配を意味するものへと転化させ、労働力の再生産費という意味での賃金を死滅させていくことは可能である。

こうしたことを可能にするためには、労働の生産力の一定の発展と、労働者の全面的発達を条件として、官吏の労働者並み賃金、職種による賃金差別の解消を実施し、生産者が社会的生産の計画と管理に参加することを前提として、個人的消費資料を個人の労働量（質は考慮されない）に応じて決定することが必要である。こうした状態の下では、例えこの支払いが貨幣でなされようと、それはもはや労働力の再生産費を意味してはいないのである。

ところがソ連の場合、労働者は国家を媒介とした社会主義的所有権を横領されているので、彼が社会に与えた労働を処分する権利は彼には属していない。この処分権は国家を支配している官僚に属している。官僚は労働者が社会に与えた労働の処分権を握り、これを管理している。その結果官僚は社会の総労働のうち、労働者の個人的消費にあてられる部分のうちから、獅子の分け前を要求する。この他人の剰余労働の官僚による取得は、労働者に彼が社会に与えた労働と引き換えに労働力の再生産費しか引き渡さないということによって実現されるのである。

商品貨幣関係が残存しておれば、労働者が社会に提供した労働に対して労働者が社会から引き出す個人的消費資料が貨幣で支払われ、賃金形態が残存することは避けられない。だがこの場合賃金形態は残存していても、賃金が労働力の再生産費であるというこの形態に本質的な関係は消滅している。

だがソ連の場合の賃金形態の残存は、単に商品、貨幣関係の残存にもとづくものではない。それは生産手段の社会主義的所有による生産手段と労働者との結合を破壊し、労働者を生産手段の単なる占有者へと転化させた官僚が、生産手段に対する自らの集団的な所有権を利用して、他人の剰余労働を取得し、労働者が社会から引き出す個人的消費資料を労働力の再生産費に制限することにもとづいている。こうしてソ連の労働者の賃金は、彼らが労働力を売買していないにもかかわらず、それが労働力の再生産費に限定されることとなっているのである。ソ連の賃金形態は、労働に応じた分配という社会主義的原則を貨幣形態で表現したものではなく、資本主義社会の賃金形態がもつ本質的内容である労働力の再生産費ということを労働力の売買が存在しないのに表現しているのである。

(七) プロレタリアートの占有の形態

過渡期の国家的所有は、社会化されや生産手段と社会化された労働を担う集団労働力とを結合するプロレタリアートの社会主義的所有を媒介する手段でなければならなかった。ところがソ連の国家的所有は国家を支配する官僚がプロレタリアートの上に立つことによって、プロレタリアートの手から所有権を横領している。このことにもとづいてソ連においては、国家的所有の下にある生産手段と労働力とが結合する形態においても独自的社会的形態を見い出すことができる。

この独自的社会的形態を特徴づけるものが生産手段に対するプロレタリアートの占有である。

生産手段に対する占有という形態についてはマルクスが古代の共同体のアジア的形態のなかに発見したものである。そこでは生産手段が共同体の所有となっており、共同体から分離された個人の所有がないので、個人は生産手段の占有者としてあらわれている。共同体的所有は現実には個々の諸共同体を統一している最高統一体に属し、最高統一体を支配する階級が生産手段を占有している共同体員の剰余労働を取得する。

所有、つまり商品生産にもとづく近代的私的所有権が、物に対する自由処分権を意味し、物に対する排他的支配を意味するのに対して、占有は物に対する事実上の支配を意味するだけで自由処分権はない。

プロレタリアートの社会主義的所有権が横領された後に成立している生産手段とプロレタリアートの間の相対的分離の関係には、この占有という内容があてはまる。

生産手段が社会的なものとされ、社会化された労働にもとづいた生産手段のプロレタリアートによる占有は生産手段に対する個人的な関係ではありえず、社会的・集団的な関係である。その結果プロレタリアートは占有権にもとづく労働生産物の取得を個人的に行うことができない。プロレタリアートは集団的占有にもとづく労働生産物の取得を社会的・集団的にしか実現できず、従って官僚が支配し、プロレタリアートの所有権を横領しているかの国家機関に自らの労働生産物の取得についてもゆだねざるをえない。

こうして生産手段と労働力との相対的分離をもたらした国家機関そのものが、今度は生産手段を占有している労働者が労働生産物を取得するための手段としてあらわれているのである。

単に所有権をプロレタリアートから横領しているだけで自己自身の私的所有を確立していない官僚が階級として、つまりプロレタリアートの労働を搾取する社会集団として形成される必然性は、プロレタリアートによる生産手段の占有が、社会的・集団的にしかなされず、プロレタリアートが生産手段の占有にもとづく労働生産物の取得ということを官僚が支配する国家機関にゆだねざるをえないというところに求めることができる。

プロレタリアートが生産手段から相対的に分離されているソ連においては、マルクスが予想した生産手段の共有を基礎とする個人的所有は生み出されていないのである。

(八) 官僚によるプロレタリアートの搾取

官僚によるプロレタリアートの社会主義的所有権の横領にもとずくプロレタリアートの生産手段の占有の形態とその性格こそが官僚による生産手段の集団的所有の形態とその性格を規定している。官僚の媒介なしにプロレタリアートは生産手段と集団労働力とを結合できないばかりか自らの労働生産物の取得もできない。

ここからソ連における生産手段と労働力との結合の様式が官僚によるプロレタリアートの剰余労働を搾取する形態であり、それが独自の階級関係をなしていることが明らかとなる。

官僚はプロレタリアートの意志に支配されずに官僚自身の立案した計画によって、企業の場で生産手段と労働力を結合させる。プロレタリアートは剰余生産物の領有権を集団的にしか持つことができないので、剰余生産物に対するプロレタリアートの領有権は官僚の手にゆだねられることとなる。つまり生産手段に対するプロレタリアートの占有が、生産手段と労働力との社会的集団的な結合となっているので、プロレタリアートによる領有は社会的集団的なものに転化しているのである。

その結果、プロレタリアートの占有にもとづく剰余生産物に対する領有権は社会的・集団的存在である国家による剰余生産物の領有権に転回する。この領有権の転回によって、集団的に労働し、集団的に取得するというたてまえの国有企業は、国家的所有の下にある生産手段に労働者の生きた労働を吸収させる場となっている。

国家の下に剰余生産物の領有権が属することによって官僚は、国家の手に吸収されたプロレタリアートの剰余労働を処分することができる。官僚はプロレタリアートに必要労働部分のみを分配し、国家の手にある剰余労働の一部分を官僚階級の間で配分することが可能となる。これがソ連の国家的所有の下での官僚の集団的所有の内容であり、官僚によるプロレタリアートの搾取のメカニズムである。

(九) ソ連憲法のぎまん

一九三六年に制定されたスターリン憲法によれば、「ソ連の経済的基礎は、資本主義的経済制度の一掃、生産用具と生産手段の私的所有の廃止および人間による人間の搾取の絶滅の結果、確立された社会主義経済制度および生産用具と生産手段の社会主義的所有である」（『新ソ連憲法・資料集』ありえす書房九四頁）とされ、そして「ソ連における社会主義的所有は、国家的所有と協同組合・コルホーズ的所有（個々のコルホーズの所有または協同組合の所有）のかたちをとる」（同）と規定されていた。

このような憲法の規定にもかかわらず、ソ連の現実の国家的所有は、生産手段の共同所有にもとづく労働者の個人的所有を再建するものとして特徴づけられる社会主義的所有ではないばかりか、それへの移行を準備する過渡的な所有制度でもないことが明らかとされた。

ソ連のプロレタリアートは特権官僚によって国家的所有として成立している生産手段に対する所有権を横領され、その結果生産手段の単なる占有者におとしめられ、生産手段を集団的に所有している特権官僚に剰余労働を搾取されているのである。

かつてブルジョアジーがその憲法で保障した民主主義及び自由と平等が資本家に経済的に服従させられていた労働者にとっては専制と不自由と不平等を意味していたように、ソ連の憲法が保障する社会主義的所有も、特権官僚が階級に転化している条件の下では労働者に対する搾取の手段となっているのである。

「国有財産すなわち全人民的財産」（同）というソ連憲法の保障を真実のものとするためには、特権官僚を打倒し、国家的所有が搾取の手段として機能することを止めることが必要である。

国家的所有に関する法律上の規定は偽瞞にすぎないものであったが、集団的所有に関するそれはより一層の偽瞞に色どられていた。憲法は「コルホーズは、その占有する土地の無料で無期限の、すなわち永久の利用を保証される」（同九五頁）と規定していたが、こうした規定は、国家とコルホーズとの間の不等価交換が商品交換であると強弁することによって成立するものに他ならなかったのである。

実際には当時国家がコルホーズに科した義務供出高は工業化の必要から計算されたものであって、地代をはるかに越えていたばかりか、コルホーズ農民の剰余労働を喰いつくし、その必要労働部分にまで喰い込んでいたのである。

コルホーズの供出への代価が貨幣で支払われていたからといって、国家とコルホーズとの間の売買は商品交換とは無縁なものであり、その内実は貢納に他ならなかった。こうしてコルホーズも所有主体ではなく、占有者であったにすぎず、土地を所有している国家が真の所有者であったのである。

国家的所有にしても集団的所有にしても、特権官僚の支配がない場合には、それぞれ独自の経済的内容をもちながらも社会主義的所有を実現してゆくための過渡的形態としての意義をもっている。だが工業化のための資金調達をめざして形成された集団的所有が、特権官僚の搾取のための手段へと転化された後には特権官僚の支配を廃絶しない限り、集団的所有の社会主義的所有への発展はありえない。

(十) ソ連の階級闘争の特徴

ソ連における特権官僚と労働者農民との間の支配・隷属の関係搾取関係が、すでに明らかにされたように資本主義的なそれとは異なるものである以上、特権官僚とプロレタリアート・農民の階級闘争の形態も、資本主義社会におけるそれとは変化したものにならざるをえない。このことは明らかであるとはいえ、ソ連における階級闘争は情報を一手に独占している特権官僚によって厳重にかくされてしまっており、その具体的形態を知ることは困難である。従ってここでは基本的な特徴について述べることしかできない。

第一に政治的民主主義が極端に制限されているにもかかわらず、民主主義闘争が大衆化していないことである。発達した資本主義社会においては所有と労働との分離にもとづいて資本家への労働者の経済的服従があり、資本の圧倒的な経済的支配力があるので、逆に政治的自由が権利として保障され、労働者の団結権と民主主義闘争の権利が承認されている。このことと対比するに当ってソ連においては労働者の生産手段に対する占有があり、経済的隷属の度合いが緩和されていることを見ておく必要があろう。資本主義社会においては経済的改良のためにも労働者は政治的権利を行使しなければならないが、ソ連においては労働者の経済的要求を汲み上げるシステムが政治的権利の行使とは切り離されているのである。

第二に思想統制、つまり一党支配を支える秘密警察、検閲制度、保安処分等の存在を許していることである。これは経済的改良のためのシステムが民主主義的権利の行使とは分離されていることと関連している。そして政治的権利に対する極端な制限はまたソ連における官僚支配の経済的構造の特質に根ざしているのである。というのは特権官僚の階級への転化の起源が国家的所有に対するプロレタリアートの所有権の横領にあり、プロレタリアートを単なる占有者におしとどめておく事が自己を階級として維持する保障である以上、プロレタリアートの政治的発達をおしとどめることが、官僚にとっての階級支配の最大のポイントとならざるをえないからである。

第三に官僚階級に対してプロレタリアートが自己を階級として形成することにいまだ成功していないことである。

官僚によるプロレタリアートの所有権の横領は世界革命の挫折によるソビエトロシアの孤立という政治的条件の下でなされた。プロレタリアートの政治的発達をおしとどめるために、世界革命にむけた国際プロレタリアートの階級闘争を分断し抑圧することが特権官僚の政治の基本となっている。

ここからソ連のプロレタリアートの政治的発達と、自己を官僚階級を打倒すべき階級として形成することは、プロレタリアートの国際階級闘争がソ連の特権官僚及び世界のスターリン主義者による分断と抑圧を打破って発展してゆくことと密接に関連していることが明らかとなる。

プロレタリアートの階級闘争が国際的に分断されているという条件の下で、ソ連のプロレタリアートが官僚階級打倒の闘争に決起するという可能性を望むことは、スターリン主義とは逆の方向から一国社会主義建設を追求する試みに陥いることになる。こうした可能性がほとんど存在しないことは、いかなる立場からではあれ、一国社会主義論が誤りであることを明らかにするものであり、共産主義世界革命が世界同時革命の立場によってのみ指導しうるものであることを示している。

過渡期世界論をふまえた世界同時革命の立場からすれば、ソ連のプロレタリアートの階級闘争のこうした諸特徴は不可思議なものとはみなせない。過渡期世界におけるプロレタリアートの階級闘争の国際的結合、これこそがわれわれがめざすべきものであり、ソ連における支配階級の形成とその支配隷属の関係を暴露することはそのための不可欠の課題なのである。

反対派に対する強制収容所送り等による弾圧体制も、官僚階級の搾取と支配のメカニズムを認識し、新たな階級意識でもって武装された革命党の前には無力である。ソ連のプロレタリアートは再び国外に革命的中枢を作りあげるであろうし、それはわれわれの国際非合法党建設の道と統合されたものとなるであろう。

第九章 ソ連の支配階級についての諸説

ソ連に支配階級が存在しているかどうか、ソ連社会をいかに把えるか、という問題に対し、それを無階級社会である社会主義社会と主張するスターリン主義に反対する見地からは、大きくわけて三つの立場をあげることができる。

第一の立場はソ連社会を歪曲されはしているが資本主義社会と社会主義社会との中間に位置する過渡期社会であるとみなし、ソ連の特権官僚は労働者・農民を搾取し支配しているが、それは階層であって階級には転化していないと主張する。

第二の立場はソ連にはすでに資本主義が復活し、ソ連経済は国家資本主義に転化しているとみなし、ソ連の支配階級は新たなブルジョア階級、ないし国家ブルジョアジーであると主張する。

第三の立場はソ連社会を資本主義でも社会主義でもない新しい社会構成体をもった階級社会とみなすもので一説によれば、それを階層制集産主義と規定してソ連の官僚階級を官僚であると主張している。

第一の堕落した労働者国家説はトロッキー説を擁護している第四インターに代表されている。

第二の国家資本主義説の起源は古く十月革命当時にまでさかのぼることができる。そのころ第二インター中央派とメンシェヴィキの大部分は、ロシアにおいては資本主義が未発達なのでボリシェヴィキが権力を握っても社会主義的生産を組織できず、せいぜい国家資本主義を組織できるにすぎないとみなしていた。

一九二一年のネップの採用は、国家資本主義説の正当性を証明したものと評価され、第二インターからアナーキスト及びボリシェヴィキの一部にいたるまでこの説を受け入れるものが出てきた。だが一九二〇年代後半から三〇年代にかけての工業化の遂行と農業集団化の実施は、この説を衰退させることとなった。

ところが第二次大戦後スターリンが社会主義社会に価値法則の作用を認めたことから国家資本主義説は新たな内容でもって第四インターに所属していた人々の間で唱えられるようになり、第四インターの分派を形成することになった。ラーヤ・ドナエフスカヤ及びトニー・クリフがそのイデオローグである。

さらにまた一九六八年のソ連によるチェコ侵攻を契機に中国共産党も独自の立場からソ連社会帝国主義の経済的基礎を国家独占資本主義に求めるソ連＝国家独占資本主義説をとなえるようになった。この系譜をひく論者にベトレームがいる。

最後の第三範疇説は第四インターの支持者の間から生れた。それはソ連を資本主義でもなく社会主義でもない官僚制集産主義と把え、これをドイツやイタリアのファシズム体制やニューディールとも共通な世界史的な規模で発展過程にあるものとみなした。リッティによって提起され、バーナムによって展開されたこの見解はその後の歴史の進行によってそれが妥当なものではなかったことが露呈された。とはいえ第二次大戦後もシャハトマンがソ連を官僚制集産主義と把えて官僚を新しい支配階級であると主張している。

われわれは第二次ブンドの過渡期世界論を継承し、ソ連を歪曲されてはいるが、資本主義社会と社会主義社会との中間に位置づけられる過渡期社会であると把えている点では第一の立場と共通であるが、ソ連の特権官僚が階級に転化しているとみなし、ソ連を階級社会と把える点ではトロッキー説とは異なっている。

トロッキー説及び国家資本主義説に対する批判は別途用意されているので、ここでは再び復興してきた最近の第三範疇説について検討し、われわれのソ連論及びソ連の支配階級についての見解の特徴を示しておく事にしたい。

第一節　スウィージー説の批判

(一)　国家階級説の概要

スウィージーは最近ソ連は「資本主義および社会主義双方と基本的に十分異なった、それ自身新しい社会構成体として考慮され研究されてよい社会である」（『革命後の社会』二二三頁）という見解を明らかにした。

彼は『革命後の社会』第十章でこの「新しい社会構成体」の特徴を資本主義社会の特徴と対比することによって示そうと試みている。

この対比をみれば、彼の資本主義の特徴づけには疑問があり、また資本主義との対比で明らかにされたソ連社会の特徴づけについても不十分であることがわかるがこれらについてはここでは問わない。指摘しておくべき問題は、この対比によってはソ連社会の階級構造が示されるに到っていないということである。

従って彼がソ連における新たな支配階級の存在について述べる場合、もっぱらソ連の歴史的発展過程に則して、党と国家の官僚のこの社会においてはたしている役割が変化していったことを明らかにすることにもとづいている。

「私の意見では、ソビエト社会を理解する鍵は、まさにこれらの混乱と対立の年代を通じて、新しい階級が生まれ、しだいに共産党への支配力を得、その旧ボルシェビキ指導部を分解し、そして文字通りの支配階級としてみずから位置についたことを認識することにある。」（同二三〇頁）

「ソビエト社会の管理的地位を占めるために集められた雑多な諸個人の集団は、長い一連の強烈な歴史的経験を通じて、自己を意識し、本質的に自己再生的な支配階級としてしだいに形成されていったことになる。」（同二三四頁）

スウィージーはこのような結論を得るに到ったソ連社会の歴史的過程についての認識を主としてベトレームの著作『ソ連における階級闘争』一・三巻から得ている。ベトレームがソ連における資本主義の復活をとなえ、ソ連の支配階級を国家ブルジョアジーと規定しているのに対して、スウィージーはソ連を資本主義でも社会主義でもない新しい社会構成体と規定し、そこにおける支配階級を国家階級と規定しようとしているのである。

では彼はソ連の支配階級を、具体的にはどのような種類の人間集団に見ているのだろうか。トロツキー説を擁護しているマンデルを批判して彼は「私の意見では官僚は階級ではないし、支配もしていない」（同二〇四頁）と述べている。そして「私は、支配階級に、党、国家および軍事諸機構の上層部のみを含めておきたいのである」（同二〇七頁）と主張している。

ソ連における支配階級についてのこのようなスウィージーの見解は、彼の独自の階級理論に裏づけられている。従って彼がソ連の支配階級を国家階級と規定する以前から保持していた独自の階級理論について検討しておくことが必要である。

(二)　独自の階級理論の検討

スウィージーの独自の階級理論はレーニンが『偉大な創意』で与えたかの有名な階級の定義に関して次のようにコメントしていると ころに見いだすことができる。

「しかしすべての簡潔な定義や特徴づけと同様に、このレーニンのものも弱点をもっている。それは、特定時点における所与の社会の階級構造の包括的描写とはなりうるが、しかし階級制度の動態的諸局面を分析しようとするとあまり役立たない。たとえば、階級構造における個人の地位を決定し、一生の経過を通じてその地位の変化を決定するものは何であろうか、諸階級はどのようなやり方でそれぞれの利害を感じ取り、それを助長するように動くのであろうか、また諸階級はどのようにして組織され相互に作用し合うのであろうか、といったことなどである。」（同一一九頁）

ここで彼が「階級制度の動態的諸局面」と述べている事柄は、この引用部分で説明されているようなことからは一般的な説明となってしまっていて十分理解することができない。彼が念頭においている問題はソ連における支配階級の形成如何ということである以上、階級が形成されてゆく際の動態的局面なのである。

彼はまだ国家階級説を提起していなかった時期にソ連の支配階層について述べた際に次のように主張していた。

「読者が気づかれるように、われわれはこれまで注意深く、支配『階級』ではなく支配『階層』をとり入れている。もちろん彼はマルクス主義の階級分析の方法をわきまえている。だがソ連社会を分析するとなるとレーニンの定義の不十分性を主張し、それを社会学的階級分析の方法でもって補おうとしているのである。

何故このようなことが起きるかといえば、それは彼が階級についてのソ連の公式見解に影響されていて、レーニンの定義を正確に把握できていないからである。

このことについて論証するために彼の「革命後の社会」における階級闘争についての見解をみてみよう。

「こうして特権的な地位を占め、その地位を制度的な形態において強化し永久化しようと試みている人々は、革命後の階級斗争における主役の一方をなしている。主役の他方は、もとより労働者・農民大衆であって、役らの利害はその階級的地位を守るということではまったくなく、階級組織の客観的基礎を構成している諸差別（なかんずく、手作業と精神労働、都市と地方、農業と工業、あるいは男と女といった間の差別）を廃止することにあり、さらに、（その過程の必然的な一部として）そうした差別の継続的存在を維持し正当化するのに役に立つ社会的、イデオロギー的障壁を廃棄することにある。これら二つの間の闘争は、必然的に長期にわたり複雑なものとなるし、それはまた多くの諸形態と変装をまとうものとなる。」（同一二三頁）

スウィージーはこのような見解を述べる前に「ある意味で周知のタイプの階級闘争が、革命後にも存続することは本当である」（同一二二頁）と述べている。つまりレーニンが定義したような意味での諸階級と、その諸階級相互の階級闘争も革命後に存続することを認めながらも、それは主要なものではなく、ここで示されているような別の種類の階級闘争が登場してくる、というように彼は考えているのである。

彼が「革命後の社会」の階級闘争を規定するものは、階層を階級に転化しようとする支配階層の試みと、全ゆる階級差別を廃止しようとする労働者・農民との間の対立であるとするとき、ここには生産手段の私的所有が廃絶され、国家的所有と集団的所有が実現されているということから、諸個人の生産手段に対する関係における階級的相違は消滅しているというソ連の公式見解を無批判的に受け入れていることが示されている。

この公式見解の枠組から彼はレーニンの定義を見ているので、それがあたかも生産手段の私的所有が存在するような階級社会にしか当てはまらないものであるかのように考えられており、ここから社会学的階級分析の必要性が主張されることとなっているのである。

(三)　社会学的階級分析の欠陥

スウィージーは『偉大な創意』からレーニンの定義を引用するにあたって「階級とは一定の社会経済制度のなかで占めるその地位がちがうことによって、そのうちの一方が、他方の労働をわがものとすることができるような人間の集団をいうのである」という部分を抜かしてしまっている。この部分を抜かしているところに彼の独自の階級理論の欠陥があらわれているといえる。

レーニンはこの部分で階級を規定するのは社会経済制度における敵対的関係であるということを主張している。どういう形態であれ他人の労働を搾取する行為はその形態のうちに支配・隷属の関係を含まざるをえないからである。

この点がスウィージーにあってはあいまいになっている。生産様式における支配・隷属の関係を明らかにすることにもとづいて階級を規定しようというマルクス・レーニン主義の原則的立場は「革命後の社会」には部分的にしか妥当しないといった彼の考え方が、ソ連の公式見解＝スターリン主義の階級論に影響されて生じていることが意識されていないままに、レーニンの定義では不十分だというような形でその考え方が表明されているわけである。

スウィージーはレーニンの定義の乗り越えをめざして次のように問題を再提起している。

「その理論はまた少なくとも次のようなことを包括していなければならない。すなわち、他の諸階級との対立のうちに諸階級がいかにして形成されるか、諸階級の自己意識の性格と程度、諸階級の内部組織構造、みずからの利害を助長するために諸階級がどのようにイデオロギーを生み出し利用するか、および諸階級の再生産と自己永続化の諸様式、などである。」（同二〇六頁）

ここで彼が強調しているのは、いわゆる上部構造に属する諸問題である。彼が「革命後の社会」における階級闘争を問題にする場合、生産様式における支配・隷属の関係を分析しようとはせず、もっぱら上部構造の領域で階級形成を明らかにしようとしているところに、レーニン批判が生れてくる根拠があった。

しかし上部構造の領域であらわれている階級の形成は、下部構造における階級関係の形成と一体となっているはずである。この見地に立てば、彼はレーニンの定義の乗り越えといったことを軽々しく提起できなかったはずである。

(四)　生産に支配隷属関係を見ず

スウィージーはソ連の支配階級の特徴について次のように述べている。

「資本主義と革命後の社会の間のもっとも重要な差異は、資本のこの圧倒的支配が打破され、新しい支配階級の直接的支配に置き換えられるということであり、その新らしい支配階級は、権力と特権を資本の所有ないし管理からではなく、国家とその多様な抑圧機構の直接的管理から引き出しているのである。そのことは次のことを意味している。すなわち、社会の剰余生産物……の利用が、もはや価値法則や資本蓄積の法則によっては支配されず、かわって政治過程と、もちろん階級闘争を含んだ（しかし、それだけに限定はされない）政治闘争過程の中心的焦点となってきているということである。この観点からすれば、革命後の社会は資本主義とは異なり、自律的な経済の基礎を欠いている前資本主義的諸社会に類似している。」（同三三五～六頁）

ここでの問題は彼が支配階級の力の源泉を「国家とその多様な抑圧機構の直接的管理」に見ている点である。彼はこれを「剰余利用過程の政治化」と把握しているが、しかし本当に必要なことは、こうしたことが可能となるような生産様式における支配・隷属の関係を明らかにすることにある。ところが彼にあっては、このような問題意識すら生じてきていない。

「実際のところ階級社会のすべての矛盾のうち、もっとも根本的なものは、富の真の生産者が、何をいかにして生産し、それをどんな用途にあてるかということについて、ほとんどまったく管理権を剰奪されていることであるが、その根本的矛盾がなお存続し、ある意味では深刻化しているのである。」（同二三八頁）

スウィージーは階級社会の根本的矛盾として、直接生産者が自らの生産物に対する管理権を剰奪されているということをあげているが、このような彼の階級観念が彼の独自の階級理論の根本にあり、ソ連の公式見解＝スターリン主義の階級理論、を無批判的に受け入れてしまう原因をなしている。

スウィージーがレーニンの定義から引用しなかった部分と関連する事柄についてマルクスが述べているところを調べてみると、次のような規定を見いだすことができる。

「不払労働が直接生産者から汲みだされる独自な経済的形態は支配・隷属関係を規定するがこの関係は直接に生産そのものから生まれてきて、それ自身また規定的に生産に反作用する。

しかし、またこの関係の上には生産関係そのものから生じてくる経済的共同体の全姿態が築かれ、また同時にその独自な政治的姿態も築かれる。

生産条件の所有者の直接的生産者に対する直接的関係――この関係のそのつどの形態は当然つねに労働の仕方の、したがってまた労働の社会的生産力の一定の発展段階に対応している――この関係こそはつねにわれわれがそのうちに社会的構造全体の、したがってまた主権、従属の関係の政治的形態の要するにそのつど独自な国家形態の最奥の秘密、隠れた基礎を見いだすところのものである。」（『資本論』第三部四七章二節）

この観点は、「革命後の社会」における階級について考察する際にも堅持されねばならない。「生産諸条件の所有者」はもはやいない、というスターリン主義者の説にだまされてはならないのであり、ソ連に特有な支配階級と直接生産者との間の経済的な支配・隷属の関係を明らかにすることによって、その独自な所有関係の秘密を暴露しなければならないのである。

(五)　スウィージー説の限界

スウィージーの独自の階級理論を検討してみれば、彼が資本主義の構造と対比することによってソ連の社会構成体の特徴を示した際に、ソ連社会の階級構造が明らかにされなかったことは必然的であったことがわかる。彼にあっては「革命後の社会」に関しては生産様式における階級構造を明らかにするといった作業は不必要なことだとみなされていたのであった。そしてこの彼の独自の階級理論がまたソ連を資本主義でも社会主義でもない第三の社会構成体と規定する彼の立場を導き出したのである。

彼は独自の階級理論にもとづいてソ連社会を分析し、「革命後の社会」にもっぱら政治権力によってのみ自らを階級として形成しているエリートの一集団を見いだした。そしてこのような階級の存在様式の特殊性に注目して彼はソ連を第三の社会構成体とみなしたのである。

すでに明らかにしたようにスウィージーの階級理論は誤まったものであり、そして彼のソ連における支配階級形成についての分析も何らかの結論と見なせるようなものではなく、階級分析のほんの一歩を踏み出したものにすぎない。

政治権力を利用して自己を階級に形成した支配集団の経済的基礎こそが明らかにされねばならない。この課題をソ連の国家的所有の運動を分析することにもとづいてはたすならば、ソ連は第三の社会構成体ではなく、階級が発生するほど歪曲されているとはいえ、資本主義的要素と社会主義的要素とを合わせもった過渡期社会という段階に位置づけられるべき社会であることが明らかとなるのである。

（補）第四インターは『世界革命』六四八号で『革命後の社会』の批判をし、トロツキー説の擁護を試みている。

そこではソ連において経済改革への試みがなされていることをもって官僚が支配階級ではないことの証明とされているが、これでは批判にはなっていない。

いつの時代にも支配階級は経済の運営を正しくやらずには自からの階級支配を維持できなかった。ソ連の官僚は資本主義的生産様式よりも進歩した過渡期の国家的所有にその経済的基礎をもっているのであるから、支配のための抑圧的諸条件を解消しない限りで計画経済を効率よく組織することは、彼らの階級としての責務でもある。丁度古代貢納制国家の支配階級が、治水のための大規模なかんがい工事を組織したように。

「生産手段は国家に属している。」

だが国家はいわば官僚に『属している』というトロツキーの規定をもちだしても救われない。トロツキーは所有関係を人と物との関係としてしか把握していない。だから生産手段が国家に属することでもって社会主義化の指標とみなし、国家を握っている官僚は分配の領域のみで特権を得ているにすぎない官僚だとみなしたのである。

だが今日問題にされねばならないことは、ソ連の国家的所有が生産手段の社会化を実現しているにもかかわらず（所有関係を人と物との関係としてしか把握していなければ、このことをもって社会主義化と同一視することになる）官僚と直接的生産者との間にどのような生産関係を形成しているかということである。

この生産関係のうちに支配隷属の関係があり、搾取関係があれば官僚は階級に転化している。トロツキーは官僚が階級に転化するための条件として官僚が「支配のための社会的支柱を特殊の型の財産というかたちでつくりだ」すことに求めているが、このような条件の設定も、所有関係を人と物との関係と把えていることの帰結である。

トロツキーの条件に則して言えば、ソ連型の国家的所有こそが、ソ連の官僚が階級として存在するための「特殊の型の財産」なのである。

第二節　山田坂仁説の批判

(一)　国家―階級闘争論の検討

山田坂仁はソ連を私的所有にもとづいた資本主義でもなく、また社会主義でもない新たな社会構成体だと主張し、ソ連の支配階級を「国家―階級」と把えている。この点でスウィージー説と共通しているが、この国家階級を占有権にもとづく階級と規定している点に山田説の独自性がある。

「まず、国家―階級という概念を簡単に説明しておきたい。それは、ひとことでいえば、私的所有制のないところにもなお成立可能な特殊な支配階級、搾取階級のことである。それは、第一に、国家を媒介にして成立する支配階級であり、そのかぎり社会的生産諸過程に対しても、また社会的余剰の発生、流通、配分、再配分の諸過程に対しても、一切の指導・管理・統制権をもつ。しかし第二に、この階級が手にする社会的余剰の収奪ないし蓄積は、主要生産手段の私的所有から発生するのではなく、社会的余剰の流通、配分、再配分の諸過程に対する最高の支配権（実際は社会的余剰に対する占有権）をもつところから来る点に最大の特徴をもつ。

そしてこの種の特殊な国家―階級が支配的となった社会構成を国家―社会と呼ぶのである。」（『クライシス』三号六六頁）

このように山田の国家階級説は生産手段の私的所有が廃止された後に存在する搾取階級のことであり、この階級は国家を通して社会的余剰を「占有」することによって成立するものとされている。

生産手段の私的所有が存在しない条件の下で成立する搾取階級の例として彼は古代の貢納制社会をあげている。そしてそれとの対比によってソ連の国家階級の特質を明らかにしようとしている。

「私的所有のまだ発生しない歴史段階において成立した国家および国家―階級は何であったか？それは、古代貢納制国家とその支配階級であった。ではまた、私的所有の廃止後にも、階級闘争の状態如何では成立可能な国家―階級とは何か？それは、ソ連型モデルの

〝資本家なき資本主義〟国家における支配階級である。」(同六六頁)

「所有の以前にまず占有があった。占有とはもともと一定の地域を軍事的に占有することを意味した。軍事的占領―占有の目的は、いうまでもなくその地域社会で生産される生産物あるいはそこで発生する社会的余剰の収奪にあった。……最初の貢納制国家は一定の地域における生産物ないし社会的余剰の収奪権を基礎に成立した。決して土地所有や人身的所有に基礎をもつ奴隷制国家としてではなかった。したがってまたその国家―階級も、軍事的に優秀な〝原始貴族〟出自の神官および軍事的指揮者から構成されていた。」(同七四頁)

つまり彼によれば古代の貢納制国家(アジア的生産様式)は一定地域を軍事的に占領し、その地域の剰余生産物をかき集めたが、これが生産手段の所有によらない国家による余剰生産物に対する占有であるということなのである。そしてこの種の取得の様式が占有権と規定され、ソ連における国階級による剰余労働の取得もこれと共通なものとされているのである。

山田の占有論はそのアジア的生産様式理解の点においても、また占有と所有との区別においても誤まっており、国家階級なるものの取得様式を明らかにすることに成功していない。また国家階級説についても、ソ連の支配階級の規定として妥当なものとみなすことはできない。このことについて以下に検討しよう。

(二) 過渡期階級闘争論の誤り

山田の「国家―階級」説は、毛沢東の社会主義の下での継続革命説の一定の総括にもとづいたものであった。彼は文化大革命において追求された資本主義の道を歩む実権派の打倒という課題を、革命後の社会における修正主義が資本主義の復活にむけて進んでいるのではなくて国家階級の形成にむけて進んでいるというように把えなおして、継続革命論を継承・発展させることを試みたわけである。だから彼の問題意識は次のところにあった。

「今日のわれわれにとっての主要課題は、私有財産制の廃止後にも、国家が死滅しないかぎり、階級闘争のあり方如何では、つねに特殊な搾取階級としての国家―階級の発生が可能であること、またそれを防ぐ道は何かということである。」(同六七頁)

「ここでの主題は、あくまでも、国家および国家―階級の成立すべき最初にして最後の根拠は、社会的余剰の(所有権ではなく)占有権にあるということであり、所有権による搾取様式が廃止されてもなお占有権による搾取様式が廃絶されないかぎり、国家死滅の前提は準備されえないということである。」(同七六頁)

これらの見解は過渡期階級闘争を組織するにあたってはたして有効な指針たりうるかということが検討されねばならない。

まず彼の見解からはソ連における民主主義闘争に対する否定的評価が導かれていくことである。

「いわゆる〝反体制派〟の多くの人々がこの〝国家―階級〟に向って、社会主義的民主主義の発展を要求し、言論、出版、集会、結社等の自由を懇願するのは実際は、木によって魚を求むるの愚にひとしい、と言わねばならない。」(同六九頁)

これは反体制派のソ連に対する認識の正否という問題と、民主主義的要求をかかげていることの正否とを混同し、前者における誤りを指摘することにもとづいて後者に水をかけているが、これこそ愚というものである。

もちろん民主主義闘争によっては官僚支配を打倒できないということは正しいし、民主主義的権利が拡大してゆけばソ連は社会主義社会へと移行しうるという反対制派の民主主義闘争に対する評価は誤りである。だからといって民主主義闘争の意義を否定することはできない。

このような彼の誤りは国家階級という把握自体にもとづいている。

「国家は諸悪の根源である。搾取階級(私的所有廃止後の社会主義にもなお成立可能な、国家―階級を含めて)が存続するかぎり、その成立を保障し、人民を抑圧する機関としての国家は消滅しない。しかし資本主義から共産主義への長い移行期としての社会主義における最も肝要な問題は、政権を掌握したプロレタリアート(およびその前衛としての共産党)が、その政権を国家死滅の方向にむけて行使することであって、反対にこの政権を国家強化の方向にむけて行使することではない、ということである。前者の場合、プロレタリアートの独裁は、社会主義的民主主義の成立・発展に結びつき、また普遍的なプロレタリア国際主義と真に結合することができる。」(同九三頁)

山田はここで過渡期階級闘争の獲得目標を「政権を国家死滅の方向にむけて行使する」というように設定している。国家を死滅させるということはプロレタリア民主主義を発展させること」である。ところが先に見たように彼は民主主義闘争に関しては否定的である。

何故このような背理が生じているのだろうか。それは彼が国家の死滅ということを国家権力の任務として設定しているからである。つまり国家の死滅の方向を目ざすためにはプロレタリアートが国家権力を握っていることが絶対的条件であるとみなされているのである。

過渡期階級闘争を、国家権力を握ったプロレタリアートによる国家の死滅の方向への前進というように把えていることが、修正主義者が国家権力を握ってしまった社会には国家階級が支配し、「国家社会」に転化してしまっているのでそうなってしまっては民主主義闘争など役に立たない、という見解を生み出す原因となっているのである。

彼は文化大革命の総括という形で、革命後の社会の階級闘争について次のように述べている。

「毛沢東にはやはり、国家死滅という遠大な理想が脳裡にたえず去来していたからであろう。またその故にこそ、革命後の社会に国家―階級の形成・定着の危険が現われるならば、そのたびに何度でも文化革命によってこれを除去しなければならないことを強調したのであろう。ここでは階級闘争の主内容は、あえて言うならば、たんに民主化闘争にあるだけではなく、国家権力をめぐる闘争であり、これを国家―階級が掌握するか、勤労人民が掌握して共産党が国家―階級に変質するのを阻止するか否かの闘争となる。」(同七三頁)

ここで山田は過渡期階級闘争を市民派的民主化闘争と奪権闘争という二つのタイプに分け、後者の重要性を強調している。

だがこのような見解は、共産党及びプロレタリアート独裁の変質ということの社会・経済的基礎を明らかにしえていないことの産物であり、その結果すべてを国家の死滅の方向を目ざすという意志の問題に還元してしまうことになっている。

こうした見解は過渡期階級闘争を一国的規模で想定していることにもとづいている。過渡期世界論の見地から過渡期階級闘争を国際的規模で考察することが必要であり、そうすればプロレタリアートの階級闘争の国際的統一の問題が日程にのぼっていることがわかるのである。この見地からすれば、二つのタイプ分けにはあまり意味がない。

(三) 独自の占有説の批判

次に山田の「国家―階級」の搾取様式についての説明を検討してみよう。彼はこれを「社会的余剰の流通、配分、再配分の諸過程に対する最高の支配権(実際は、社会的余剰に対する占有権)」(同六六頁)と述べている。ところがこの占有権の具体的な経済的内容が一向に明らかにされていない。

占有と所有の区別についての彼の見解を見ればわかるように、彼はこれらをもっぱら権利として、法的内容として把えていて、その経済的内容については検討していない。従って彼が占有という場合も権利のことであり、そしてこれは国家に付ずいしているものなのである。

「私的所有の廃止後の社会でなお存続する国家形態(既述のようなソ連型国家モデル)およびその支配階級としての国家―階級の最高の搾取源ないし、搾取様式は、結局はこの占有権に由来するものであり……。」(同七四頁)

このように彼は国家階級が持っている占有権という権利でもって搾取様式の説明としている。そして「国家が存続するかぎり、占有権(社会的余剰の国家―階級による収奪権)は決して消滅しないのである」(同七五頁)と述べているように、この権利の源泉を国家そのものに求めている。

このような説明は丁度資本家の搾取を私的所有権という権利から説明し、この権利の源泉は資本にあると説くようなものであって、このような論法によっては占有ということの経済的内容もソ連における搾取のメカニズムも明らかにすることができないのである。

その上彼の占有についての理解も誤っており、古代貢納制国家における支配者と直接生産者との間の搾取・収奪の関係についての説明も正しいものとはみなせない。

占有と所有の区別についてますブルジョア法学の言うところを聞いてみよう。

占有とは人による物に対する事実的支配の状態を指す。従って或る物を所有する人がそれを所持している場合にも、また他人の所有物を一時的に所持している場合にも、さらには盗人が盗品を持っている場合にも、占有が成立しているとみなされる。

これに対して近代的所有権は物に対する全面的な支配権であり、その物の使用・用益・処分が所有者の自由であるということである。占有が人による支配を外的、形式的に規定したものであるのに対し、所有はそれを実体的に規定したものであるので所有と占有とが分離するといった事態が起こりうる。例えば借家人は住宅を占有しているがそれを所有してはいず、家主が占有してはいないがそれを所有している、といった場合がそれである。

このような説明はいわば常識に属するものであるが、マルクスも占有を事実的支配と把えてこれを所有と区別している。もっともマルクスは占有と所有の相違を権利という法的内容のレベルで述べておらず、それを歴史的な生産様式の分析のなかで示している。

山田が国家階級存在の一例としてあげている古代貢納制社会について、マルクスはこれをアジア的生産様式と規定して『経済学批判要綱』で研究しているが、そこでマルクスは最高統一体―国家に所有を認め、直接生産者に占有を見いだしている。

「大多数のアジア的基本形態のばあいのように、総括的統一体はこれらすべての小さな共同団体のうえに立ち、上位の所有者、あるいは唯一の所有者として現れるが、そのために現実の共同体は世襲的な占有者としてのみ現われる…。」(『経済学批判要綱』四〇九頁)

「アジア的な(少なくともそれが支配的な)形態にあっては、個々人の所有ではなく、占有だけがある。共同体が本来の現実的所有者であり――したがって所有は土地の共同的所有としてのみ現れる。」(同四一七頁)

山田が彼の独自の占有説を歴史科学のどのような批判的摂取の上にたって構成したかについては明らかではないが、最高統一体に占有権を認める山田説が、それに所有を認め、直接生産者に占有を見いだしているマルクスの説とは全く異なったものであることだけは明らかである。

われわれは占有についてのマルクスの把握をふまえるべきであることを主張するが、そうすれば、ソ連においては支配階級が生産手段を占有しているのではなく、これを所有しているということになる。そして法的には国家的所有となっている生産手段の所有者とされているプロレタリアートは、その実際の経済的関係においては、生産手段の所有から相対的に分離されており、これを集団的に占有しているにすぎないということが明らかとなる。

ソ連の支配階級が国家的所有となっている生産手段を所有しているといっても、それがいわゆる近代的所有権としての私的所有であるということを意味してはいない。このことはアジア的生産様式における最高統一体の所有ということが、私的所有ではなかったことと同様であり、ソ連の支配階級の所有の内容についてはソ連の国家的所有の経済的運動を明らかにすることによって示されねばならない。

経局、山田の占有説はソ連における支配階級成立の経済的条件を国家的所有の経済的運動から明らかにするという方法をとらず、ソ連における支配階級の概念を解明することができないままに、それを占有という言葉の意味でもって説明しようとしたことからもたらされたものであるといえる。だが占有という言葉に新しい意味を与えてみたところで、ソ連の支配階級の解明とはならないのである。

(補) 所有にしても占有にしてもその経済的内容を示すことが肝要である。ソ連のプロレタリアートが国家的所有となっている生産手段の単なる占有者におとしこめられているということも、占有という言葉の意味から理解されるのではなくて、その経済的内容に則して理解されるべきである。

例えば封建的生産様式における領主と農奴の間の所有関係は、法的には上級所有権と下級所有権というように規定されているが、このように種々の権利を造りだしても生産様式の解明にはならないのである。マルクスは農奴の独立農民への転化について分析しているが、その際にも占有の概念が用いられている。

「貨幣地代とともに、土地の一部分を占有して耕作する小作人と土地所有者とのあいだの伝統的な慣習法的関係が、必然的に、契約上の・実定法上の明文によって規定された・純粋な、貨幣関係に転形する。だから耕作する占有者は、事実上、たんなる借地農業者となる。この転形では、一面では、その他の適当な一般的生産諸関係のもとでは、旧来の農民的占有者をだんだんに収奪してその代りに資本制的借地農業者をおくために利用される。他面では、この転形によって従来の占有者は金を払ってじぶんの地代支払義務を免れて、じぶんの耕作地の完全所有権をもつ独立自営農民に転化するにいたる。」(『資本論』第三部四七章二節)

この農奴による占有の経済的内容が、アジア的生産様式における農民のそれとは異なっていることは明らかである。同様にソ連におけるプロレタリアートの占有の経済的内容も独自の内容をもっているのである。

ソ連の生産様式をアジア的生産様式とのアナロジーでもって解釈しようとする説は以前からあり、最近でも『ソビエト反体制』1号(三一書房)のアー・ジーリン論文や、バーロの『社会主義の新たな展望』(岩波書店)がそうであるが、類推については限界があることをわきまえておく必要がある。

「ソビエト『経済学教科書』批判」(三一号掲載)補注

(註1) スターリンは、労働力の商品化にもとづく資本家による剰余労働の搾取を商品交換に従った搾取の仕組みとして暴露しはしたが、この搾取が所有と労働との分離という資本制的取得法則に従ってなされていることを理解することができなかった。その結果、資本蓄積の法則を理解できず、こうして生産手段の資本主義的所有がどのようにつくりだされるかということを明らかにすることができなかった。だから、スターリンは資本家と労働者との階級関係を富者と貧者といった次元でしか把えることができず、プロレタリアートの経済的地位と革命的役割についてのマルクス主義の見地に到達することができなかったのであった。

従ってスターリンは、プロレタリア革命の必然性を資本主義の非組織性と生産の無政府性に求め、そしてこの非組織性と生産の無政府性にもとづくプロレタリアートの階級闘争を抑圧する国家を資本主義的生産を支えているものと把えることになったのである。ここに生産手段の資本主義的所有を資本主義制度の基礎とする見解の一拠がある。

(註2) マルクスが労働力の価値増殖をこの商品の使用価値として論じている部分が『資本論』に見られる。マルクスは価値増殖過程の分析のところで「労働力の価値と労働過程における労働力の価値増殖とは二つの相異なる大いさである」(二〇二頁)ことを明らかにした上で「決定的なのは、価値の しかもそれ自身がもつよりもより多くの価値の一源泉であるという、この商品の独自な使用価値であった。これこそ資本家がこの商品から期待する独自な役だちである」(二〇二頁)と述べている。また労働日のところで労働者の声として「おれが 前に売った商品がほかの風俗商品と異なるところは、それの使用が価値を、かもそれ自身が要費するよりも大きい価値を創造することである。このことは、お前がおれの商品を買う理由であった。」(二四一頁)と述べている。マルクスはこれらの部分で、より多くの価値の源泉であるという労働力の使用価値を資本家がそれを目的に労働力という商品を購入する理由として述べているのであって、現実の価値増殖を商品の使用価値から説明しているわけではない。またエンゲルスは『賃労働と資本』の序文で、「それは価値を創造する力であるという、価値の源泉、しかも適当にとりあつかえばそれ自身のもっている価値よりも大きな価値の源泉になるという特別の性質をもっている。」(国民文庫二〇頁)と述べ、資本の生産過程を労働力の使用価値から説明する試みに釘をさしている。

冬期一時金カンパの要請

光州蜂起につづいてポーランドのストライキ闘争が世界をゆるがせ、過渡期世界の階級闘争に対する国際非合法党の指導がますます要求されている。ソ連社会をどう把えるかがその際の一根本問題である。

世界革命の以前に形成された一国的規模での過渡期社会は社会主義社会に直接移行することができない。今日この社会にはしなべて官僚がプロレタリアート・農民の上に立っており、ソ連のようにはなはだしい場合には階級に転化しているのは、今日の過渡期世界の性格に規定されている。社会主義社会に移行しうる過渡期社会は世界革命後に形成されるものであり、今日の過渡期世界は世界革命後に形成される本来的過渡期社会にいたる一つの過渡的段階にあるのである。こうしたわれわれの見地からすれば、過渡期社会の階級闘争を一国的規模での官僚主義反対や資本主義復活との闘争としてしか把えないのは誤りであり、世界プロレタリアート独裁にむけてのプロレタリアートの国際的統一という観点から把えねばならないことが明らかとなる。ここに国際非合法党建設の基盤がある。帝国主義諸国のプロレタリアートが社会排外主義や経済主義や社会帝国主義と闘い被抑圧民族の解放闘争と結合することによって初めて自己を国際的な階級の一部隊に形成してゆけるのと同様である。

われわれは政治的煽動を基本的手段とすることによって様々な運動を国際非合法党建設の路線に統合してゆかなければならず、われわれの世界革命綱領は共産主義的政治活動の拡大に裏付けられてのみ提出されねばならない。党建設を一層前進させるための冬期一時金カンパを要請する。

送り先・横浜中央郵便局私書箱17号木せい社他

「新ナショナルセンター」論の批判

(一) 一五回大会における「転換」

総評指導部が社会党と公明党との連合政権構想合意に動いたことに対し、「日本の労働運動の弱点の集中的なあらわれであって、一方においてナショナルセンターのあり方をきびしくわれわれに問いかけるものである」とする、一九七九年一一月の十中総での宮本発言は「新しいナショナルセンター」についての日本共産党宮本一派―統一労組懇のキャンペーンの決定的な合図であった。

彼らは、その騒々しいキャンペーンのなかにおいて、戦後労働運動を「真の階級的ナショナルセンター」をもたない歴史として描き出している。そもそもは宮本一派の議会主義活動の総評労働運動のなかでの自由に目的があった八回大会四中総の宮本発言を新しく意味付与し、産別会議の再評価等を行い、不破が「真のナショナルセンターをもたないできた。このことが労働運動の前進にとって非常に重大な制約となっている」(七九年一二月)と言っているように。そしてこの問題に関して、八〇年春闘における彼らの任務は、「現在の同盟、総評指導部の変質した路線をナショナルセンターの機能と役割との関連で明らかにすること」(『労働運動』三月号、荒堀広)というように設定されていった。

すでに、宮本一派の「新ナショナルセンター」論を赤色組合主義批判でもって批判する傾向がいくつか現われているが、それは「ほめすぎ」であり宮本一派を美化するものである。組合主義的価値観を出ない批判は多くあるが、問題の根源をおそうものではない。宮本は彼らの一五回大会で、「転換にふみきった社会党」にまともな期待をもつことは国内的にも国際的にも不毛の混迷をもたらすだけだと述べているが、これはそっくり宮本一派自身にあてはまることなのであり、社会民主主義者に対する幻想を克服することなど彼らにはできない。

宮本一派一五回大会の不破報告では、「総評が反共路線に転換した今日では、革新統一戦線への前進をもとめる声がどんなにつよく労働組合運動のなかに存在しても、その声が労働戦線全体に反映しないし、そればかりか、そういう労働者や労働組合運動の全体が中央組織の機関決定に拘束され、体制擁護、反共反革新の路線をすすむことを強要される事態さえ生まれかねません。」といったことが語られるのだが、それに先立って労働組合部長の荒堀は『前衛』二月号に「ナショナルセンター問題の基本点」をまとめている。

そこで荒堀は、労働戦線統一の事業は「具体的には、正しい階級的民主的原則にもとづいて、労働組合の諸闘争を全国的、全産業別的に統一し調整できる機能と役割をもったナショナルセンターを確立することである」という一五回大会決議案の部分を「戦線統一についての概念」をあらためて強調したものだとし(久しく宮本一派の労働組合政策の基本線であった十回大会六中総決定にこんな概念がないことは言うまでもない)、はっきりと「労働戦線の統一は、階級的ナショナルセンターの確立をぬきにしては実現できない」(三五頁)と言い、右翼的統一派が、民間中心で新しいナショナルセンターを作り総評系官公労を「体質改善」して参加させるという構想を提起していることをもって、「最大の焦点」がナショナルセンター問題だと言っている。

このような問題設定にひきずられている人々もいる。だが、宮本一派が総評指導部の動向を総評民間労働運動の歴史的現実に規定されたものとは見ず、単に「勢力」の属性いわば偏向という程度にしか把握しないことに目が向けられなければならない。宮本一派はそうした把握で満足しているからこそ、彼らの「新ナショナルセンター」論では総評の「右転換」を特定政党支持「体制」に基因するものとして説明する皮相の極致(『労働運動』四月号市川論文、『前衛』一一月号荒堀論文等)と泥試合が避けられないのである。

総評民間労働運動に寄生して議会主義的党勢拡大をはかるというのが宮本一派の従来の路線だった。

この民間労働運動が地盤沈下し、社共選挙同盟が破産するや、沈下する民同労働運動の残った肉をハイエナ的に喰らおうということにおいて自らの議会主義的な地位の保全をはかろうというのが、今回の宮本一派の「転換」の内実である。こうした宮本一派が、特に民間単産において資本にすでに解体されている(これが総評指導部をつき動かしている)民同労働運動にかわる理念と戦術を提起しうるはずもないのである。

宮本一派の「新ナショナルセンター」論が、「企業の民主的規制」論、「教師＝聖職者」論、公務員＝「全体の奉仕者」論、中小企業の利益を守る中小労組論、等々を継続していることは言うまでもない。統一労組懇幹部は「企業主義」の克服と称して例えば国鉄の「民主的改革」を主張し、さぼり批判を行っている。

つまり、社民とともに宮本一派もまた、労働運動におけるブルジョアジーの影響を強めるものであり、プロレタリアートを帝国主義の軍門に下らせようとするものである。宮本一派は「新ナショナルセンター」論の打ちあげによって社会党を後もどりさせるべく引っぱっているつもりである。ところが引っぱられているのは宮本一派の方である。

旧来の社共選挙同盟とその下への経済闘争の統一は一時的なものにすぎず、統一戦線を思想的に裏づけていた「反戦平和」のイデオロギーと組合主義的経済闘争の理念は帝国主義イデオロギーの展開の前に風化してしまっている。そして、「議会制民主主義の枠内における政策闘争」のためのナショナルセンターとは、同盟会長宇佐美が言っていること(『自由』四月号)である。

だから、共産主義革命を不問にすることによっては、国際主義を否定し合法性を崇拝することによっては、「防壁」たることはできない。あいもかわらず労働運動をブルジョア組合主義の線に引っぱっていくすべての企てこそ克服されなければならないのだ。

(二) 闘争実態のない組織形態論

十中総で宮本が「ナショナルセンターのあり方の問い直し」を打ちあげる以前に、労働組合運動の「組織論的課題」について日共系の側から述べたものに、中林賢二郎『現代労働組合組織論』(一九七九年六月刊・労働旬報社)がある。

「春闘の不調、労働組合運動の幹部レベルにあらわれた協調主義への傾斜と労働戦線の右翼的再編の策動の新たな台頭、自公民連合とときにはこれに社会党を加えた勢力による革新自治体の破壊など、一見ひとを落胆させるような諸現象」(一〇―一一頁)に直面していると中林は述べているが、これらの事情こそ、従来の宮本一派の労働組合政策を理論上でも見直さなければならなくなったものである。

中林はそれを、日本とヨーロッパとの労働組合運動の比較によって「組織論的課題」を明らかにすることに求めている。ヨーロッパと比較するならば、同じく政治的経済的危機のもとにあり、労働者階級がインフレと賃上げ抑制のもとで実質賃金の低下に苦しめられ、失業増大になやまされながら、一方では不調、他方では維持もしくは高揚という労働組合運動の「対照的な傾向」(一七頁)が現われているとして、中林はその原因を考察している。

中林の議論は次のように進む。

――日本独占資本がとりわけ強力で海外市場進出と企業収益増大を確保しており、中小・下請企業、社外工・臨時工にしわよせすることによって、本工組合における「右翼的労資協調的潮流」を強力に維持しうることも「考えられないではない」が、佐世保、沖電気等にみられるように、大企業での合理化の進行は労資協調主義政策が大衆的支持をえられない状況を生み出しており、だからヨーロッパとの相違は「むしろ主体的条件――運動の内部にある諸条件のちがい――に主として考えるべきではなかろうか。」(一八頁)

こうして「闘争発展の主要な阻害要因」は何かということが今日の労働組合運動の組織形態の問題に求められてゆくのであるが、組織形態論への流しこみは、労働貴族の支配の問題を主体的条件から除外してさらりと通り過ぎることによって媒介されている。

中林は、「独占資本は巨大企業内に育成した右翼・労資協調主義的幹部に、全国レベルの運動の指導権をとらせることが容易にできる」(二〇頁)状況として、組合組織の九五%までが単位組織における企業別の形態をとっており、しかも民間労働者の組織化が大・中企業に集中し、小・零細企業労働者の大多数は未組織であり、大部分の産業別組織の指導権は大企業労組に握られていることをあげ、次のように述べている。

「それは要するに、資本とゆ着した労働組合運動内の右翼的潮流がわが国の労働組合のもつ企業別組織としての弱点を全面的に利用しつつ、組合組織の非民主的運営をつよめることによって、職場労働者のあいだに蓄積されつつある闘争エネルギーを閉じこんでいるということであろう。」(一一頁)

だから、中林の「組織論的課題」は組織形態と運営方法の問題に集約されてしまう。中林によると、「企業別の団結の原理(同一企業に雇用されているから団結するという原理)で組織されていれば、職制層が資本とゆ着し職場組織を掌握し、支部はもちろん産別全体が支配下におかれやすくなり、職場労働者が企業意識に左右されやすく、その結果、不況になると闘えない、のだそうである。

このように労働者の反抗(「主人たちに対して彼らがもつこの共通の利害関係が、反抗という同一の考えで彼らを結合する――これが団結である」マルクス)が一貫して抜け落ちており、労働者階級の闘争と組織形態とが切り離されて組織形態の自己運動となっている。従来の労働組合政策を組織形態論でつくろおうという宮本一派の試みは、こうして彼らが社会帝国主義者として資本に対する労働者階級の闘争からますます遠ざかっているということを表現している。

中林は労働組合をとうとう無思想的なものに、組合政策と思想闘争を切断されたものに、してしまう。「思想闘争だけで組合運動を強化・発展させることはできない。なぜなら、労働組合は思想・信条にもとずいて団結する政治組織でもなければ思想集団でもないからである。」(一二八頁)何よりも必要なのは闘争課題と組織方針であり、つまり「企業をこえた団結の原理」にもとずく組織方針と「組合民主主義の確立のための具体的方針」のための闘争である、と中林は言う。それによって「組織形態からでてきがちの弱点」を克服でき、産別組織は真の産別へと発展できるだろうし、地域共闘の発展が可能となって地域間統一戦線を発展させることができる、というわけであり、そして「全国的産別組織の階級的・民主的強化とその闘争の発展なしに全国レベルでの統一戦線をつくりあげることはできない」(三〇頁)が、双方をともに発展させる環が「企業をこえた団結の原理」の具体化である、というわけである。さしあたり以上の如くである。(かの原理による中林の地域共闘論は別の機会にとりあげることがあるかもしれない。)

労働貴族の支配が、組織形態や多くの条件によって「媒介されたもの」として現実化していることは事実である。だが、王が存在するから臣下が隷従するのではないように、労働者大衆が労働運動におけるブルジョア政治に従うから労働貴族のヘゲモニーが存在するのであり、労働貴族の支配というのはこれも媒介なのである。

このように見るなら労働運動におけるブルジョア政治の克服として問題が立てられなければならないのだが、労働貴族のヘゲモニーを組織形態論に解消してしまうのは、結局は宮本一派が共産主義的政治を否定しているからに他ならない。

(三) 「資本蓄積＝組合運動発展」論の破産

一九六〇年代末から七〇年代に入る時期に書かれた講座『労働組合運動の理論』(全七巻、大月書店)は、十回大会六中総の決定をもとにして宮本一派の労働組合政策の理論的基礎を与えるものであった。(そのうち戦術論については、われわれは『赤報』二九号「宮本一派労働組合戦術論の批判のために」で批判のスケッチをしておいた。)

中林の新しい本では、中林自身も参加したこの講座についての自己批判が書かれている。五〇年代末～七〇年代初めの雇用増の時期に、組合員の数的増大が本来の未組織の組織化によるものでなく雇用増による自然増であったという状況のもとで、組織論上の問題が軽視され、理論においてもそうした現実に拝跪していたことが『労働組合運動の理論』にも反映されているとして、中林は次のように自己批判している。

資本蓄積にともなう労働者数の増大と貧困化とを労働組合運動の条件として強調することにとどまっていたために、「そこから出てくる実践上の結論はこういうことにあった。以上二つの条件があるのだから、われわれは職場で、統一戦線思想にもとづいて労働者を団結させ、共同行動を通じてその思想を引き上げていかなければならない、などなど。そのため、職場の組合員、労働者をいかに思想的に強化するか、という観点のみが重視されるようになった。…それだけでは十分でなかった。」(『現代労働組合組織論』一八五頁)

このように、民同労働運動に寄生し宮本一派の思想の宣伝と社共選挙同盟を作りあげることを目ざしたものが宮本一派の労働組合運動であったのであり、それを理論化したものがかの「労働組合運動の条件」論だったのである。

「労働者数がふえ貧困化がすすむことから、ただちに労働者組織化の一般的条件がえられるかというと、けっしてそうではない。というのは、組織化は資本との闘争のなかでおこなわれるのであるから、もっとも貧しい、もっとも苦しめられている労働者が組織化されるのではなくて、資本の攻撃とたたかってみずからを組織化する条件をもった労働者が組織化されるのだからである。」(一八五頁)

これはつまり、宮本一派の労働運動論が「資本蓄積＝組合運動発展」という第二インター的観念の上に成り立っており、破産したことの告白である。日本帝国主義の高度成長によりそって組合主義的経済闘争の道を歩き続けた民同労働運動は自らを帝国主義経済の発展の産物として受けとってきたのであり、その結果が今日の姿なのである。労働運動におけるブルジョア思想と政治闘争に対する狭い組合主義的把握とは一体のものであって、このような構造のなかで安逸をむさぼっていたのが宮本一派の路線であり、革命的左翼による急進民主主義的政治闘争の提起は、労働運動におけるブルジョア思想に対する正しい原則的批判に裏づけられていず、組合主義者の支配と十分有効に闘うことができず、社会民主主義者及び社会帝国主義者と労働運動との関係を革命的に解体しえなかったのである。

「組織化のための具体的条件については十分に注目も分析もせず、また新しく組織化が可能になった労働者の組織化の形態の問題や、既存の労働組合の階級的・民主的強化をきまたげるために資本の側が全面的に利用している企業別の組織の問題について十分に考慮しないという傾向があった」(同頁)

中林はこうして破産からの脱出の道を「組織化の形態の問題」の接ぎ木に求めている。従来の「一般的条件」論の内在的批判は回避されている。内在的批判は、スターリン主義の資本主義批判の批判にまでつき進まざるをえず、民同労働運動と宮本一派の路線の批判にまでつき進まざるをえない性質のものだからこそ、回避されているのである。(宮本一派の路線と理論を根底的に批判できていない反日共系諸派の路線の運命も、おして知るべしである。)

右翼的労働戦線統一は、帝国主義に反対する労働者運動の合法性を奪うことにつながっている。ここで問われているのは主体の運動であり、合法性の物神化に陥ったままでは無力たらざるをえない。

七〇年や六〇年の大衆闘争へのノスタルジアをもって、既成の大衆運動の延長に政治的組織的「展望」を求めるのか。それとも、政治的煽動の手段によって、大衆運動を改革して職業革命家の非合法党組織の下に統合し、世界革命の準備を達成してゆくのか。前者を選択している人々のほとんどは革命戦争の問題を清算し捨象しており、統一戦線運動でお茶をにごしている。前者の路線によっては労働運動の自然発生性と闘争することはできず組合主義と闘えない。

イデオロギー的に分裂している労働者階級の統一は、他の一切のイデオロギーに対する社会主義イデオロギーのたゆみない闘争によってしかなしえない。政治的煽動という基本的手段によって共産主義的政治活動を拡大する国際非合法党の下へ労働運動を統合せよ。

今日でも労働者の自然発生的な闘争は組合主義的意識より以上の独自のイデオロギーを作らず、共産主義者は自然発生性との必死の闘争を行って社会主義的意識をもちこみ、それによって労働運動を共産主義者の庇護のもとにおかなければならない。ブルジョア政治への追従の克服の問題は、労働者の政治教育によって解決される。

「企業別の団結の原理」にしても、それとどう闘ってきたかの実践の総括として「企業をこえた団結の原理」の路線が語られなければならないというのが実践家の常識であり、宮本一派はその外にいる。そして労働者に対する資本の攻撃は労働貴族による統制だけではない。むしろ大衆に対する直接的な思想攻撃、合理化攻撃であり、現場活動家をしめあげつつ組合機関とは「うまくやる」といったものこそ現在の特徴である。組織形態論はこれを見ず、これと闘えないものである。

共産主義一七号　一、〇〇〇円